

宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅲ

多賀城跡木簡Ⅱ

宮城県多賀城跡調査研究所

多賀城跡木簡Ⅱ

序 文

特別史跡多賀城跡附寺跡の本格的な発掘調査事業の開始からすでに半世紀が過ぎております。当研究所は昭和四四年に設立以来、この事業を引き継いで多賀城跡の政庁をはじめとする諸施設を調査し、実像を明らかにしてきました。その間、昭和四五年の第八次調査で外郭南辺築地跡北側の遺物包含層から木簡が初めて出土し、以後、第八五次を数える今年度の調査までに四一七点の木簡が出土しています。

木簡は多賀城跡の出土遺物の中でも漆紙文書と並んで情報量に富む資料です。また、文献史料が限られていた東北古代史に新たに加わる資料として無限の可能性を持つとともに当時の実態を直接示す資料として重要な意味を持っています。その観点から当研究所でも重要な内容・意味のある木簡が出土した際には毎年刊行する年報で報告してきました。しかし、他の木簡については今まで未報告でありました。また、報告したものに関して調査・研究の進展に伴って検索に労を要するようになるとともに、出土遺構の捉え方や木簡の内容に補足・修正など必要となつてまいりました。

そこで、多賀城跡発掘調査五〇周年を迎えた平成二二年度を契機として木簡の集成に着手し、平成二三年度には第四次調査までの出土木簡を収録した『多賀城跡木簡Ⅰ』を刊行いたしました。その後も集成は継続し、その成果として、このたび『多賀城跡木簡Ⅱ』を刊行する運びとなりました。本書には創建期の多賀城を考えるうえで重要な第四四次調査出土の木簡二八三点をはじめ、古代の陸奥国の軍制の実態が知られる第四七次調査出土木簡など貴重な木簡を収めております。また、本書によって現在までに多賀城で出土したすべての木簡がはじめて公開されることとなります。東北古代史の検討を進めるうえで本書が一助となれば幸いです。

最後に本書の刊行にあたり、日頃からご指導をいただいている多賀城跡調査研究委員会の諸先生、文化庁、多賀城市および多賀城市教育委員会の関係者、調査を支援してくださった他の多くの皆様方に所員一同から感謝申し上げます。

平成二五年三月

宮城県多賀城跡調査研究所長 佐藤 則之

目次

序文

第一章 出土木簡の概要

1

第二章 木簡の出土遺構

4

第三章 釈文と解説

20

凡 例

一、本書は、宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅲ、多賀城跡木簡Ⅱで、多賀城跡出土木簡の資料集である。

一、本書は、第四四次から第八五次までの調査で出土した木簡を集成した。そのうち主要なものは以下の年報で公表しているが、積文・解釈が年報と異なる場合は本書が優先する。

『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八三 多賀城跡』

『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八四 多賀城跡』

『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八九 多賀城跡』

『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九九一 多賀城跡』

『宮城県多賀城跡調査研究所年報二〇〇九 多賀城跡』

『宮城県多賀城跡調査研究所年報二〇一二 多賀城跡』

一、木簡の出土遺構に関する記載は調査回数ごとに配列し、それぞれ調査の概要、木簡の出土遺構、主要な遺構の解説を付した。

一、遺構・遺物の記載方法、及び多賀城跡の遺構期は多賀城跡の正式報告書『多賀城跡 政庁跡 本文編』、『多賀城跡 政庁跡 図録編』、『多賀城跡 政庁跡 補遺編』による。遺構期の年代は以下のとおりである。

第Ⅰ期 養老・神亀頃～八世紀中頃

第Ⅱ期 八世紀中頃～宝亀十一年（七八〇）

第Ⅲ期 宝亀十一年～貞観十一年（八六九）

第Ⅳ期 貞観十一年～一一世紀前半頃

一、木簡には通し番号を付し、調査回数、出土遺構ごとにまとめて木簡番号順に積文を配列した。本書には第七九～四一七号木簡を収めている。

一、積文の末尾下には右側に法量と型式番号、左側に整理時の登録番号を左側に付した。また、木取りがわかるものは登録番号の上に付した。そのほか、形状・内容等について必要に応じて解説を加えた。

一、木簡の形状は四周の加工状況を中心に記述した。なお、上端・下端・左辺・右辺の語を用いたが、端とは木簡の木目方向の上下両端をいい、また、上下左右は木簡の文字の方向を基準とした。

一、法量は積文の下にアラビア数字で長さ×幅×厚さの順に付し（単位はmm。いずれも最大値）、欠損しているものは現存部分の法量を括弧付きで示した。長さ、幅は文字の方向による。なお、削屑は長さ×幅のみを示し、厚さは省略した。また、丸材や種々の木製品に文字がある場合は計測箇所などを付して示した。

一、型式番号は木簡の形態を示すもので、木簡学会の型式に依拠して法量の下に付した。本書で使用した型式番号は次のとおりである。

011 型式 短冊型。

015 型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

019 型式 一端が方頭で他端は折損・腐食で原型が失われたもの。

032 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

033 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

039 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐食して不明のもの。

051 型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

061 型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

065 型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

081 型式 折損、腐食その他によって原形の判明しないもの。

091 型式 削屑。

一、積文に加えた符号は以下のとおりである。

・ 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

「」 「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめることを示す。

< 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

。 穿孔のあることを示す。

□ □ □ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□ □ □ 欠損文字のうち字数の数えられないもの。

× 前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

『 』 異筆、追筆。

、 合点。

… … 木目と直交する方向の刻線を示す。

〔 〕 校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として文字の右傍に付すが、組判の都合上

左傍に施した場合がある。

カ 編者が加えた註で、疑問が残るもの。

マ、 文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

… … 同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つなが

らず、中間の文字が不明なもの。

一、木簡の形状の記述について本書では便宜的に以下の語句を用いた。

削り 木簡の四周が刃物で加工・調整されている状況。

切断 木簡の端部が刃物で切断されている状況。

折れ 木簡の端部が折れている状況。

折り 木簡の端部が人為的に折られている状況。

割り 木簡の辺部が人為的に割られている状況。

割れ 木簡の辺部が割れている状況。

なお、人為的な削り・切断・折り・割りが木簡の使用後になされた場合は、二次的削り、などと表記した。また、折れ・割れを含めて腐食などにより判然としない場合には、割りまたは割れ、割りか、などの表現を用いた場合がある。

一、参照した文献は巻末に一覧を載せた。なお、池邊彌『和名類聚抄郡郷里驛名考證』、竹内理三・山田英雄・平野邦雄編『日本古代人名辞典』は、そのつど表記はしなかったが、全編にわたり参照したことを明記する。

一、註は本文との見やすさを考慮し、第一章では章末、第二章では調査回数ごと、第三章では木簡ごとに付した。

一、当研究所の刊行物は『多賀城跡 政庁跡 本文編』を『本文編一九八二』、『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九七〇 多賀城跡』を『年報一九七〇』などと略記した。また、宮城県多賀城跡調査研究所資料は『多賀城漆紙文書』、『多賀城跡木簡Ⅰ』と表記する。

一、奈良文化財研究所、秋田城跡調査事務所、及び青森県史編さん古代部会刊行の木簡・出土文字の報告書・資料集は各々『平城宮木簡三』、『秋田城資料集Ⅱ』、『青森県史』のように表記した。また、都道府県及び市町村教育委員会が刊行した報告書等の出典を示す際は、(教育委員会)を(教委)と略記した。

一、本書は当研究所所員の検討をへて吉野 武が執筆・編集した。

第一章 出土木簡の概要

多賀城跡では今年度まで八五次を数える発掘調査で四一七点の木簡が出土している。標高約三二mの低丘陵上に位置する政庁跡からみると、丘陵下の南・西側の低地や南側から丘陵部に入る沢地での出土が大半を占めており、城内、及び周辺の沖積地にはそうした木簡をはじめとする遺物が多量に包蔵されているとみられる。

本書は、そのうち沢の入る場所を通過する政庁―外郭南門道路に伴う暗渠で出土した第四四次調査の木簡二八三点、沢地や低地部を延びる外郭南辺・西辺周辺で出土した第四七・六一・八一・八三次調査の一五五点、城内北東部の丘陵上に立地する大畑地区官衙で出土した第五六・六〇次調査の四一点を集成した。先に刊行した『多賀城跡木簡Ⅰ』所収の七八点と合わせて都合四一七点、現時点における多賀城跡出土木簡のすべての公表となる。

暗渠跡出土の木簡 政庁―外郭南門道路跡に伴うSD一四一三暗渠は、多賀城で最多の木簡が出土した遺構である。西側の鴻ノ池地区の沢が東に入り込む場所を通過する道路でも最も低い地点に造られた暗渠で、周りの丘陵から集まる水を道路下を通して沢に排水する機能を持つ。道路の敷設当初から三回の改修を経て四時期の変遷があり（A～D暗渠）、道路の存続期間を通して機能している。

木簡が出土したのは最古のA暗渠で、その構築時の裏込土から一九七点、暗渠内の堆積土から八六点が出土している。大部分は削屑だが、ともに多賀城第一期の道路に伴う木簡であり、特に一括性の高い裏込土出土木簡は多賀城碑以外に明記がない創建期の多賀城を考え

るうえで重要な資料である。その後の発掘調査で新たに第一期の外郭南辺の可能性が高い門跡と区画施設が暗渠の北側で発見されたことから（この施設は従来の外郭南辺の約二二〇m北にあり、以下では便宜的に内側の外郭南辺と仮称する）、A暗渠は実は城外にあったとみられるが、木簡の内容や後続するB暗渠の施設瓦の年代から最初の道路に伴う遺構である点に変わりはない。その位置には第一期政庁と共通する計画性も認められ、構築は創建期と推定される。

内容を見ると、裏込土木簡では戸籍の抜書とみられる第七九号をはじめとした人名や年令、身体註記などの記載があるものが目立つ。合点が付されたものもあり、多賀城創建頃の陸奥国での籍帳制による把握・支配と木簡によるその運用が知られる。他には勤務の交替・欠勤に関わる記載や郡名、職名といった記載が残る削屑がある。勤務関係のものは分番制に基づく表記のもので兵士関係かとみられる。

郡名は残画から推定されるもののみだが、菊多郡と曰理郡がある（第八〇・二一九号）。菊多郡は養老二年（七一八）に建郡されている（『続日本紀』同年五月乙未条）。また、両郡とも阿武隈川以南の海道筋の郡で、石城国の設置期間は陸奥国の郡ではなかった。職名では第九八・九九号に主典や鉦師とみられるものがあり、征夷軍の官人と指摘されている（平川一九九三）。養老二年以降、八世紀前半の陸奥国への征夷軍派遣は養老四年（七二〇）、神亀元年（七二四）、天平九年（七三七）の三回である（註し）。また、陸奥国以外のものも含めて養老四年以前の征討使に主典の呼称は確認できない。鉦については元来、使用が盛んではなく、採用は奈良時代前半でも比較的新しいとする指摘がある（北一九八四）。

木簡にみえる郡・職名は小さな削屑に残された僅かな記載にすぎないが、上記のような史料・指摘との検討により暗渠構築の年代にある

程度の限定を加えることが可能である。ひいては多賀城碑にみえる多賀城創建の年代や当時の実態を考えるうえでも重要であり、第一級の資料としての価値があると思われる。

堆積土出土木簡にも籍帳的な記載のものがあり、代表としては第二七六号がある。姓名・年令・身体註記・本貫を記載した〇一五型式の個人簡で、郷里制下の木簡である。共伴した他の木簡から籍帳や軍事関連での使用が推測される。他には軍制や物資関連の木簡があり、前者には兵士数を記す第二七七号、健児や厄弱な者の異動・交替に関する第二七八・二七九号などがある。健児は天平十年廃止の天平期の健児とみられ、前述の郷里制下の木簡と合わせてA暗渠の廃絶、B暗渠への改修年代をみるうえで有益である。物資関連では木材納入を示す第二九〇～二九四号がある。残りの良い第二九三号では前旬までの納入・未納数を記し、木材の納入が把握・管理されていたことが知られる。その数値は三桁で、大規模な造営との関わりを窺わせる。

外郭南辺・西辺周辺出土の木簡 南辺周辺出土のものは六点あり、そのうち五点が鴻ノ池地区を対象とした調査で内側の外郭南辺の南側で出土している。物品付札の第四一二号、物品名を記す木簡に習書をし、さらに齋串状に二次加工した第四一三号、曲物の底板に大帳とみられる文字のある第四一五号(以上、第六一次調査)、人名・年令等を記す第四一六号(第八一次調査)などがあり、第四一六号は陸奥国南部の人を書いたものとみられる。これらの内容・形態は様々で、第一期の遺構にも直接は伴わないが、内側の外郭南辺の基礎地業南端は廃絶後には南側の湿地に面した護岸施設の構築に利用されていることからみて、その付近からの投棄が考えられる。第二期以降の城内、鴻ノ池地区周辺の様子を見るうえでは貴重である。

従来の外郭南辺周辺では昨年度の第八三次調査で第四一七号が出土している。出土遺構は南西隅に近い外郭南辺北側の五万崎丘陵に少しあがりかけた場所にある土壙で、内容は人の進上文と推定され、(天)平神護二年(七六六)の年紀と奈須直氏の自署がみえる。年紀を記す木簡は多賀城では意外に少なく、大同四年(八〇九)の第五号(『多賀城跡木簡I』一六頁)に次いで二例目、実に四〇年ぶりの出土である。墨の鮮明さは第五号を上まわり、現在の多賀城では貴重な年紀木簡といえる。出土状況も比較的良く、対象地区の外郭南辺の年代もある程度示唆する。また、奈須直氏は下野国那須郡の郡領氏族として著名だが、承和十五年(八四八)に陸奥国白河郡大領の例もみえる(『続日本後紀』同年五月辛未条)。第四一七号の記載は白河郡の奈須直氏を同郡の郡領氏族として八世紀半ば頃に遡って捉えられる可能性を持つ。

外郭西辺周辺では区画施設をなす材木堀の外溝で八点、内溝で一点の木簡が出土している。外溝の木簡のうち第三六二～三六八号は比較的大きい板状の帳簿様木簡を複数の〇三二型式に整形して文字を削る前に廃棄したもので、整形前の帳簿は多賀城に上番した兵士関連の内容を持つ。他に青皮という物品を記す第三六九号もある。内溝出土の第三七〇号は現在のところ多賀城で最長の木簡で、安積団解として知られている。多賀城での上番を終えた會津郡の兵士について安積団が玉前割を越えての帰還を申請する記載を持ち、同団兵士の多賀城への上番と郡単位の編成、玉前割の存在などが捉えられる。

これら外郭西辺の木簡は陸奥国の軍制を考えるうえで重要と思われるが、赤外線デジタルカメラによる鮮明な写真の撮影、報告に向けた文書の再検討や復元、形状の観察を通してさらに判明してきたことがある。それに基づき本書では今まで兵士番上簿としてきた第三六二～

三六八号、會津郡解の正文とみてきた第三七〇号に新たな見解を付した。科学技術の進歩は木簡の解読に極めて有効である。また、その都度オーソドックスな手法による観察を反復し、新たに読めた文字と既読の記載、木簡の形態などをあらためて総合的に検討・判断することで木簡の理解には変更や深化がありえると考える。

大畑地区官衙出土の木簡 大畑地区官衙は標高四〇～五〇mの多賀城で最も高い平坦面に造られた官衙である。第五六次調査に一点、第六〇次調査にまとまった四〇点の木簡があり、ともに井戸跡から出土している。多賀城の木簡の大部分が丘陵下の低地で出土しているなかで、これらの存在は珍しく、丘陵上でも井戸のように水分を保ちやすい遺構では木簡が遺存していることを示す。

第五六次調査出土の第三七一号は曲物の蓋板の表に焼印があるものである。第六〇次調査の木簡は削屑主体ではあるが、兵士に支給、または兵士が貢進した米に関わる帳簿様木簡(第三七二号)や火長が兵士に充てた文書簡の断簡(第三七三号)などがある。大畑地区は外郭東門から城内に入ってすぐ南側にある官衙であり、東門周辺における兵士の存在と活動が窺われる。また、第三七四・三七五・三七七号のように付札・荷札状の木簡が比較的目的立つのが特徴としてあげられる。

註1 『続日本紀』養老四年九月戊寅・神龜元年四月丙申・天平九年正月丙申条に
征討使の任命記事がある。

第二章 木簡の出土遺構

【第四次調査】 遺構図版1・2・4・9

第七九～三六一号木簡 (年報一九八三)

〈調査の概要〉

政庁―外郭南門間道路の構造と変遷の把握を目的とした調査で、政庁正殿跡の約三〇〇m南で実施した(図版1・2)。対象地は西側の鴻ノ池地区の沢が東側の城前地区に入る道路対象地の中で最も標高が低い場所である。調査は東西約三六m、南北約一二mの調査区とその南・北・南西側の拡張区で行い、政庁―外郭南門間道路跡にあたるSX一四一―一道路跡、道路跡に伴うSD一四〇九・一四一〇・一四一三暗渠跡、SX一四一四枘跡のほか、多数の溝・土壙を検出した(図版4)。

道路は大規模な盛土で造られている。調査時にはA～Cの三段階の変遷があり、A道路に関してはA1～3の細分が可能と捉えた。また、地形を反映して最初のA道路は東側に湾曲しており、B・C道路への変遷過程で直線的になったとみた。しかし、その後の調査で変遷の概要とA道路のあり方に関する見解を現在は修正している。

道路は一貫して政庁中軸線の延長上を延びる直線道路で(図版4・9)、幅約一三mのA道路を幅約二三mのB道路に上げた二段階の変遷をとる(註1)。また、A道路の細分に関する変更はないが、本調査区北側で新たに内側の外郭南辺の門跡と区画施設を検出したことから、本調査区のA1道路とそれに伴うSD一四一三A暗渠跡は外郭南門前面の遺構の可能性が高い(註2)。木簡は、そのSD一四一三A暗渠跡から二八三点出土したものである。

〈木簡の出土遺構〉

SD一四一三暗渠跡 SX一四一―一道路跡に伴う暗渠跡である。東西の発掘基準線(政庁正殿跡南入側柱列)の約三〇六m南、政庁南門跡の約二四〇m南に位置し、道路の下を概ね直交して横断する。北側の政庁、東側の城前地区丘陵部、南側の外郭南門から道路に集まる水を道路下を通して西側の鴻ノ池地区に排水する施設である(図版4・6・7)。

暗渠にはA1～3・B道路に依じてA～Dの変遷がある(表1)。そのうちB～Dは暗渠東半部を改修したもので、Bへの改修時に暗渠西端に造られたSX一四一四枘からAに水を落とすとして排水する仕組をとる。したがって、枘から西は一貫してAが機能している。各暗渠の形態はAが石組、Bが素掘り、Cが瓦組で、Dは石を積んで道路の盛土とともに埋めたものである。木簡はA構築時の裏込土から一九七点、東半の堆積土から八六点した。以下、Aの特徴と出土遺物を中心に記す。

A暗渠はA1道路の盛土基底面に造られた石組暗渠(図版6)である。道路のSD一四一二東側溝と概ねT字状に接続する取水口から西に約八m分を検出し、さらに調査区の外に延びている。A1道路西端のSX二九〇〇石垣の推定線(図版4)からみて全長は一五m程と推定される。方向は東西の発掘基準線に対して東で少し南に振れる。

構造は、浅い溝の両壁に長径三〇～八〇cm程の自然石を側石として上方が開くように据え、その上に小さめの石を重ねて天端を調整し、木の蓋をかけたものである。底石はない。内法は上端幅約七〇cm、下端幅約三〇cm、深さ約四〇cm。蓋の大部分は径一〇～一五cm、長さ一一〇～一六〇cmの丸太材またはその割材であるが、取水口から四m西では厚さ八cm、長さ一〇八cm、幅二四cm以上の板材を使用する。また、

取水口には長径一四〇cm、幅六〇cm、厚さ二〇cm程の扁平な石をかけ、すぐ西側にも細長い石をかける。構築の工程は次のとおりである。

①地山のスクモ層(第一四層)上面から幅約一・六m、深さ二〇cm程の浅い東西溝を掘る。

②溝に側石を据えて裏に土を詰め、側石の突出部分には外側にも土を盛って押さえる。

③側石上に小さめの石を二ないし二段乗せて蓋材をかける。

このうち②の側石外側の盛土は手斧などの削屑を主体とする層で、暗渠付近で約三〇cmと厚く、次第に薄くなりながら南北両側に分布するが、基本的には側石の裏込土と一連の裏込土として捉えられる。そ

して、以上の工程によるAの構築後にA1道路の盛土が行われている。

暗渠内の堆積土は前述のB、D暗渠とSX一四一四枋の仕組から枋の東・西側で堆積した年代が異なる。東側はオリブ灰色の粘土層(第一三層)で埋没してBと枋の形態に改修され、西側はB、D以降も機能してD以降に埋まっている。

遺物は裏込土、東・西側堆積土の各々で出土したが、木簡をはじめとする木製品と多量の削屑以外は僅かである。裏込土には木簡以外に木製品、少量の土器・鉄器があり、他に貝類(アサリ、ウミニナ)や木の実(クリ、クルミ、コナラカシイの実、猿の腰掛)がある(註3)。土器は土師器と須恵器の小片。土師器は非ロクロ調整の坏・高坏・甕

道路跡		暗渠跡と枋			政庁遺構期
時期	幅	暗渠東半	石組枋	暗渠西半	
A1	約15m	A(石組)	…	A(石組)	第I期
A2	約15m	B(素掘)	S X 1414	A(石組)	第I期
A3	約15m	C(瓦組)	S X 1414	A(石組)	第II期
B	約23m	D(石積)	S X 1414	A(石組)	第III期～

表1 S X 1411道路跡とS D 1413暗渠跡・S X 1414枋

で、坏には外面の体部に段のないものがある。須恵器は甕。鉄器は一点のみの出土だが、ほぼ完形の鉄鏃である。木製品はいずれも用途不明品。

東側の堆積土では木簡以外に用途不明の木製品、多量の削屑、土師器・須恵器坏の小片が各一点がある。土師器は非ロクロ調整で外面の口縁部と底部の境に稜を持つ坏。西側堆積土では曲物底板と用途不明の板状木製品が各一点出土している。

B暗渠はA暗渠東側の埋没後にA道路の盛土上面で造られた素掘りの暗渠である。全長が四・〇mで、西端でSX一四一四枋に接続する。ややクランク状に延びるが、全体的な方向は東西の発掘基準線とほぼ同じで道路と直交する。幅は上端七〇cm前後、下端約三〇cmで、深さは東端で一〇cm、西端は約三〇cm。底面近くで蓋板とみられる長さ一五〇cm、幅四〇cm、厚さ一cm程の板材を検出したが、他に遺物はない。Bへの改修時に造られたSX一四一四枋はBの水をAに落とす施設で、C・Dの時期にも機能する。平面形は東西に長い長径三・一m、短径一・九mの小判形で、断面形は東西が逆台形、南北はV字状をなす。深さは一・三mで、Aの蓋を壊してその底面直上に達する。

構造は東半部を中心に二〇～三〇cmの自然石を積み上げ、西半部の天端は低く留めることで生じた空洞部の上に蓋板をかけたもので、西端の最下部にはほぼ完形の一二枚の瓦でAに水を導入する施設を持つ。瓦の配列は整わないが、概ねAの内側に数枚の平瓦と丸瓦を立て、その上に平瓦と軒平瓦を乗せてAに続く導入部を形づくる。

遺物は導入部の構築に用いた軒平瓦四点、平瓦七点、丸瓦一点があり、軒平瓦は二重弧文五・二・五・一三である。平瓦はすべてIC類bタイプ。丸瓦はII B類bタイプで玉縁に「常」の刻書がある。いずれ

も第Ⅰ期の瓦の中でも様式的に古いものである。

C・D暗渠についてはA・B暗渠の年代をみるうえで参考となるC暗渠の遺物のみ記し、遺構の詳細は省略する(註4)。C暗渠はBの埋没後(第二層)にほぼ同位置・範囲で造られた瓦組暗渠で、出土した遺物には構築に使われた軒平瓦一点、平瓦一四点、丸瓦一三点がある。完形か、完形に近い瓦が多く、平瓦は第Ⅱ期のものが主体。一方、軒平瓦は第Ⅰ期の二重弧文五・一三で、丸瓦も第Ⅰ期のものが多いが第Ⅱ期の丸瓦も二点あり、全体的には第Ⅱ期の瓦が主体を占める。なお、第Ⅰ期の丸瓦には凸面の玉縁に「下」の刻書のあるものが二点、凹面に「玉造」の刻書、型による陰刻文字「常」のあるものが各一点ある。

各暗渠の年代はA・Bに関しては遺物が少なく、木簡が決定に占める比重が大きいため次に刊行する『多賀城跡木簡Ⅲ』(総括編)で述べる。なお、『年報一九八三』ではAの裏込土出土「郡」名表記木簡(第八〇号)、堆積土出土郷里制木簡(第二七六号)などから、Aは構築・存続年代とも八世紀前半、Bは改修時期の上限を霊龜元年(七一五)とし、下限をSX一四一四柁の施設瓦が第Ⅰ期の瓦に限られる点から八世紀中頃とみた。A3道路に伴うCの構築年代は瓦組暗渠の瓦、道路の盛土出土瓦が第Ⅰ・Ⅱ期に限られることから第Ⅱ期と考えられる。B道路に伴うDの構築は道路出土瓦に第Ⅲ期の瓦と焼瓦を含むので上限は宝龜一一年(七八〇)、下限は道路上に敷設されたSD一四一〇暗渠跡が一〇世紀前葉頃に降下した灰白色火山灰より古いことからその頃である。

〈主要遺構の解説〉

SX一四一道路跡 政庁―外郭南門間道路跡である(図版4〜9)。

本調査と北側の第七四・七九次調査による長さ約七〇m分の成果に基

づいて述べる(註5)。この道路は政庁中軸線の延長上を延びる直線道路であり、幅約一三mのA道路から幅約二三mのB道路に拡げられている。ともに東側の丘陵斜面を削り、西側に盛土をして造られた道路で、西側の沢が膨らむために標高の低い前記の調査区では盛土が殊更大規模となっている。その中でも最も低い本調査区には排水のためのSD一四一三暗渠跡が継続的に布設された。

A道路は東側にSD一四一二東側溝、西側に盛土を押さえるSX二九〇〇石垣、本調査区内にSD一四一三A〜C暗渠とSX一四一四柁を伴う幅約一三mの道路である。盛土は削った地山・岩盤のブロックを主体とする黄褐色土やオリブ褐色砂質土などで、自然流入土の間層を挟んでA1〜3に分かれる。A1は旧表土上に行った最初の盛土、A2はA1を最大約四〇cm嵩上げた盛土、A3は削られた西側の路肩を主に補修したものである(註6)。

東側溝は本調査区から約三三m北まで確認している。上幅八〇cm前後、下幅五五cm前後、深さ二五cm程の素掘りの側溝で、底面は南に低く傾斜する(註7)。護岸施設は検出していない。石垣は本調査区北東隅から約二一m北まで確認している。旧表土上に石を積んでA1の盛土西側を押さえており、北の方はA3の盛土時に積み直している。最初の石垣は長さ約八〇cm、幅約四〇cm、高さ三〇cm前後の自然石を布積みにしたもので、三段、高さ一・二m分が残存する。積み直しは大きさ三〇cm前後の自然石を乱積みにしたものである(図版5)。暗渠と柁は既述のとおりである(道路との対応は五頁の表1参照)。遺物はA3の盛土と路面堆積土から第Ⅰ期の丸・平瓦が少量出土している。

B道路はA道路を両側に拡げた幅約二三mの道路である。A道路と自然堆積層(第二層)を挟み、さらに大規模な盛土をして造られてい

る。本調査区内にSD一四一三D暗渠とSX一四一四枡を伴うほか、上面からSD一四〇九・一四一〇暗渠も造られている。盛土は黄褐色のシルトや砂質土、灰黄・明黄褐色粘質土で、厚さはA道路の上とその東側で最大一・〇m、西側は一・九m以上ある(註8)。

遺物は多数の瓦のほか、須恵器の埴瓶が出土している(註9)。瓦は軒丸・軒平瓦、丸・平瓦、熨斗瓦があり、軒丸瓦に第II期の重圏文二四三、軒平瓦に第I期の重弧文五一二、第II期の単弧文六四〇がある。丸・平瓦の大部分は第I・II期の瓦で、焼瓦が含まれる。他に第III期の平瓦が一点ある。また、第I期の丸瓦には「常」の刻書瓦、第II期の丸・平・熨斗瓦には「占」、「田」C、「矢」Aの刻印瓦がある。

SD一四〇九・一四一〇暗渠 ともにB道路検出面で確認した路面排水用の石組暗渠(註10)である。SD一四〇九はB道路西端付近から東に約七mを検出した。幅約八〇cmの溝の底に石を敷いて側石を立て、蓋石をかけて裏込をした構造で、内法は幅二〇cm弱、高さ二〇〜三〇cmで、底面は東端より西端が約五〇cm低い。底石には長径一〇〜四〇cm、側石には二〇〜五〇cm、蓋石には四〇cm程の自然石が使われている。

SD一四一〇はB道路東端から北西に「く」字状に延びる暗渠。一〇世紀前葉頃に降下した灰白色火山灰層より古く、長さ九・五mを検出した。幅は九〇cm程で、構造や内法寸法はSD一四〇九とほぼ同様。

註1 B・C道路の違いは時期差ではなく工程差による(『年報一九八五』)。A道路の路心は本調査区北端を含む調査で検出したSX二九〇〇石垣とSD

一四一二東側溝の位置からほぼ政庁中軸線の延長線上にある(『年報二〇〇七』)。なお、政庁―外郭南門間道路幅は調査地点・状況で多少異なるが、

Aの幅を約一三m、Bの幅を約二三mと通称している。

註2 『年報二〇〇三』・『年報二〇〇七』・『年報二〇〇九』。その意味では本調査区のA1道路を政庁―外郭南門間道路と呼ぶのはふさわしくないが、本書では通例に沿って便宜的にそう呼称する。

註3 木簡以外の遺物の図は『年報一九八三』を参照。A暗渠Ⅱ四五頁第二四図。SX一四一四枡Ⅱ四九・五〇頁第二七図。C暗渠Ⅱ五三〜五五頁第三〇・三一図。

註4 なお、C・D暗渠はB暗渠とほぼ同位置・範囲で造られるが、方向には変化があり、東西の発掘基準線に対してCは東で少し北に振れ、Dはほぼ一致する。

註5 道路はさらに北側の第七八次(『年報二〇〇七』SX二七八五)・第四三次(『年報一九八三』SX一三六二)・第五〇次(『年報一九八七』SX一六〇〇)調査区でも検出している。それらの対応関係は『年報二〇〇七』表一参照(七頁)堆積した土で、その上面がA3の路面となっている。A3の盛土の状況については『年報二〇〇七』第三図(九頁)・図版三参照。

註7 『年報一九八三』で東側溝はSD一四一三A暗渠のみに伴うとしたが、C暗渠構築時に道路の東端を掘り下げていること(但し、その東側の状況は調査区の制約で不明)、側溝内の堆積土と側溝及びA3の路面を覆う第一層が同種の土であることから、現在はA道路を通じて存在したとみている(『年報二〇〇七』)。

註8 なお、盛土西端部の状況については第七八次調査を参照(『年報二〇〇六』)。

註9 『年報一九八三』五六・六〇頁第三二・三五図参照。

註10 『年報一九八三』三六・六〇頁第三六・三七図参照。

【第四七次調査】

遺構図版1・3・10

第三六二〇三七〇号木簡 (『年報一九八四』)

〈調査の概要〉

外郭西辺区画施設の構造と変遷の把握を目的とした調査で、外郭西門跡から約二三〇m北の地点を対象に実施した(図版1)。周辺は標高約4mの低湿地である。

調査の結果、外郭西辺にあたるSA一五一三材木列跡、その外溝のSD一五一一溝、内溝のSD一五二五・一五二六溝、外溝を護岸するSA一五一二杭列のほか溝八条、土壙二基、小規模な杭列二条を検出した(図版3・10)。木簡は外溝のSD一五一一溝から八点、内溝のSD一五二六溝から一点出土している。

〈木簡の出土遺構〉

SD一五一一溝 SA一五一三材木列跡の西側を平行して走る外側の大溝で、護岸として東壁にSA一五一二杭列を伴う。検出した長さ約二一mで南北とも調査区の外に延びる。方向は南北の発掘基準線(政庁中軸線)とほぼ一致する。幅は上端が約三・一m、下端が一・八m前後である。断面形は概ね逆台形だが、東端より西端の上端が低く、深さは東側が約一・〇m、西側が約〇・五mである。底面は北端より南端が約〇・二m低い。堆積土は自然堆積で三層に大別される。一層が灰色粘質土、二層がオリブ黒色粘土、三層がスクモを少し含む緑灰色砂層で、それらによる埋没後に灰色粘土層(第六層)、灰白色火山灰層(第五層)が堆積する。

SA一五一二杭列は東壁のなかほどを約〇・五m間隔で並ぶ。その西側に沿って径二cmほどの小枝が散在したことからしがらみによる杭列とみられる。杭は径八〜九cmの丸材の先端を尖らせたもので、上方

を東側に傾けて打ち込まれており、長さ一・〇m程残存する。

遺物は溝の堆積土から出土しており(『年報一九八四』四八頁第二四図参照)、木簡は二層に伴う。一層の遺物は土器、瓦、木片があり、土器は少量で土師器、須恵器、須恵系土器がある。土師器はロクロ調整の坏・甕があり、坏には底部の特徴が回転系切り無調整のものがある。須恵器と須恵系土器は坏の小片。瓦は丸・平瓦で、平瓦には第Ⅱ期の刻印瓦「丸」Aと第Ⅳ期の平瓦を含む。木片は小枝や丸太の割材などがある。

二層ではごく少量の土器・瓦・馬歯のほか木製品や木片が出土している。土器は土師器と須恵器。土師器はロクロ調整の坏・甕、須恵器は坏・甕・蓋があり、ともに坏には底部の切離し後に再調整をしたものがある。また、須恵器坏には外面の体部下半に「吉」の墨書があるものがある。瓦は丸瓦と平瓦、木製品には皿、鉢、曲物、折敷がある。三層では若干の木片が出土したのみである。

溝の年代は埋没後における灰白色火山灰の堆積から一〇世紀前葉頃以前で、各層が堆積した上限は一層が須恵系土器の出土から九世紀後葉頃、二層がロクロ調整の土師器の出土から八世紀末頃で、三層は不明。木簡が出土した二層は九世紀を中心とした頃の堆積とみられる。

SD一五二六溝 SA一五一三材木列跡の約一〇・六m東側を平行して走る内溝で、灰白色火山灰層より古い第六層に覆われている。西側には同様の内溝SD一五二五が近接するが、前後関係は不明。検出した長さは約六mで南北とも調査区の外に延びる。幅は上端約一・八m、下端約一・〇m。深さは約〇・六mで、南端より北端の底面が僅かに低い。断面形は概ね逆台形。堆積土は自然堆積で二層に大別され、一層がオリブ黒色粘土層、二層がオリブ灰色砂層である。

遺物は一層から木簡一点と少量の土師器・須恵器・瓦が出土した。土師器はロクロ調整の坏・甕、須恵器は底部がへら切り無調整のものがある。瓦は丸瓦と第Ⅱ期の平瓦である。

溝の年代は灰白色火山灰層より古いことから一〇世紀前葉頃以前で、木簡が出土した二層の堆積はロクロ調整の土師器の出土から八世紀末頃を上限とする。九世紀代を中心とした頃の堆積とみられる。

〈主要遺構の解説〉

SA一五一三材木列跡 外郭西辺にあたる材木列である。南北の基準線から約五三五m西を基準線と概ね同じ方向で南北に延びており、長さ約二一m分を検出した。A～Cの変遷があるが、AはBに大きく壊されており、東端部を僅かに残すのみで材木自体は遺存しない。B・Cは溝状の掘方に丸太材を密接して立て並べた材木列である。

BはCに西半部が壊されているが、上端幅〇・七m以上、下端幅約〇・四m、深さ〇・七m程の掘方を確認している。断面形は逆台形とみられ、埋土は灰・黒色の粘質土を多く含む暗緑灰色砂質土である。丸太材はCの構築時に多くが抜取られているが、長さ約七mの範囲で上部が切取られた材が約二〇本検出された。径二八cm前後の丸太材で、長さ〇・六m程が遺存する。カヤを一本含む以外は全てクリ材である。また、材の下まで精査した箇所では礎板を確認した。加工痕のある丸太材や角材を割ったものが使われている。

CはA・Bの掘方を覆う整地(第七層)をして造られており、廃絶時には材木沿いに両側から溝を掘って材を切取っている。掘方は上端幅一・五m前後、下端幅〇・三m前後、深さ約〇・八mで、断面形は上部が広い逆凸形を呈す。埋土はオリブ灰色粘質土が混じる暗緑灰色砂質土で丸太材などを割った木片が突き込まれている。材木列の丸太材は

長さ約二一mの範囲で六二本検出した。径二四cm前後のクリ材が使われ、最大で長さ〇・八mが遺存する。切取り溝は断面形が幅一・四m前後、深さ約〇・五mの浅いV字状を呈し、底は材の下端から〇・三～〇・四m上方に位置する。埋土は明黄褐・灰色の砂質土で灰白色火山灰ブロックや材木片を多く含む。

遺物はCの材木痕跡から丸・平瓦、須恵器甕、切取り溝から丸・平瓦とロクロ調整の土師器坏がごく少量出土している。平瓦はともに第Ⅳ期のものである。材木列の年代はCの掘方と切取り溝の埋土における灰白色火山灰の有無、掘立式材木列の耐用期間などからCを一〇世紀前半前後頃とみている。A・BはCへの連続性や耐用期間から八世紀には遡らず、九世紀中の構築と推定される。

SD一五二五溝 SA一五一三材木列跡の約八・七m東を平行して走る内溝で、灰白色火山灰層より古い第六層に覆われている。東側に近接するSD一五二六溝との前後関係は不明。検出した長さは約六mで、南北とも調査区の外に延びる。幅は上端が二・〇m前後、下端が〇・七～一・五m、深さが〇・四m前後で、南端より北端の底面が僅かに低い。断面形は概ね逆台形だが、底面では凹凸が目立つ。堆積土は砂混じりのオリブ黒色粘土や灰色砂質土で自然堆積である。

遺物は堆積土から須恵器甕と平瓦、木製品がごく少量出土した。平瓦は第Ⅱ期以降のもので、木製品には曲物の底板がある。溝の年代は灰白色火山灰層より古いことから一〇世紀前葉頃以前で、出土した平瓦の年代から第Ⅱ期以降に埋没している。

【第五六次調査】

遺構図版1・3・11～14

第三七一号木簡

(「年報一九八九」)

〈調査の概要〉

外郭東門跡がある多賀城跡北東部の大畑地区で行った調査である。この地区では以前に外郭東門跡、外郭東門跡から城内に延びる道路跡、道路跡の南側で多数の掘立柱建物跡・竪穴住居跡などを確認しており(註1)、外郭東門跡の南西側は実務官衙域となっていたとみている。本調査は、その官衙域の解明に向けて官衙北半東側の遺構の分布状況をみる目的で行った(図版1・11)。対象地は外郭東門跡の約六〇～七〇m南、奈良時代の築地跡を東端とする東西約一一〇m、幅六～二一mの範囲で、その場所を南北に縦断する現道から東側を東地区、西側を西地区として調査を実施した。

その結果、東地区で平安時代のSF三〇〇築地跡の外溝一条、掘立柱建物跡一棟、井戸一基、溝四条、土壇二基、西地区でSF三〇〇の内溝一条、掘立柱建物跡二六棟、竪穴住居跡四軒、井戸一基、土器埋設遺構五基のほか多数の溝、土壇を検出した。このうち主な遺構は、その後の調査成果と合わせて大畑地区の北半東官衙A～G期の遺構期(図版12・13)に位置づけて捉えている(註2)。木簡は九世紀後半頃のE期に伴うSE一九〇九井戸の堆積土第五層から一点出土した。

〈木簡の出土遺構〉

SE一九〇九井戸 西地区南辺中央部の地山面で確認した井戸枠を持つ井戸である(図版11・14)。深さ約二・五m、逆凸形の断面形を持つ井戸で、中段から上で枠を組む。枠は遺存しないが、据方の底面で四隅に臍穴を残す方形に組んだ材を検出しており、平面形が一辺約一mの方形の枠が推定される。据方は東西約二・〇m、南北一・四m以上の

隅丸方形を呈す。深さは約一・〇mで、埋土は褐灰色土ブロックや岩盤の粒、炭を含む黄褐色土である。中段から下は素掘りで深さは約一・五m。底面は一辺約〇・八mの隅丸方形を呈す。

井戸内の堆積土は五層に分けられる。第一層はごく少量の灰白色火山灰粒と少量の炭を含む黒褐色粘質土、第二～五層は地山土ブロック・粒、岩盤粒、炭を含む暗青灰色粘質土で、第三層には砂質土を含む。遺物は据方埋土から少量の土器、井戸内堆積土から瓦、土器、灰釉陶器、硯、鉄・木製品、獣骨、種子が出土した(「年報一九八九」五五頁第四四図参照)。据方埋土出土の土器は土師器と須恵器。土師器はロクロ調整のものが主体で坏・高台坏・甕、須恵器には坏・瓶類がある。ともに坏では底部の特徴が回転糸切り無調整で墨書されたものがある。

堆積土出土の瓦には第II期の単狐文六四〇軒平瓦、丸・平瓦があり、平瓦には第III期のものがある。土器は土師器と須恵器の破片が多量に出土。土師器はロクロ調整の坏・甕が主体で、坏には底部が回転糸切り無調整のものがある。また、体部外面には「東」などの墨書のあるものがある。須恵器は坏・甕・瓶類で、坏には底部が回転糸切り無調整のものがある。灰釉陶器には埴、硯には風字硯の破片がある。鉄製品では刀子、木製品は焼印のある曲物の蓋(木簡)や櫛などがある。

年代は据方・堆積土出土土器が土師器と須恵器に限られ、回転糸切り無調整の坏があることから九世紀後半頃を中心に考えられる。他の遺構との関係ではG期(一〇世紀前半代)の建物より古く、D期(九世紀前半頃)の建物とは位置関係や方向の点で同時には存在しない(図版12・13)。F期(九世紀後半～一〇世紀前半代)の建物跡とは位置が離れる。以上から、第Ⅲ～Ⅳ期にあたる九世紀後半代のE期の官衙に伴うとみられる。

〈主要遺構の解説〉

大畑地区北半東官衙の主な遺構はA～G期の遺構期で捉えている(表2、図版12・13)。ここでは木簡が出土した井戸のあるE期の様子を記す。

E期の様子 建物跡が最も多い時期で、二六棟の掘立柱建物があり、他に井戸三基、土壙一基などがある。建物の方向は南北の発掘基準線に対して北でやや西に偏す傾向がある。

建物の分布は西半では希薄だが、規模の大きいSB六四〇・一九七六があり、E期の主要建物とみられる。SB一九七六は桁行五間、梁行三間の北廂付東西棟で、間仕切りの柱穴を持つ床張りの建物である。

東半は建物数が多いが、桁行三間、梁行二間程の小さなものが主体をしめる。中央部の空閑地を囲むように東・西・南側に分布し、東側は南北棟、南側は東西棟が多い。各場所では柱筋を揃えて並ぶ建物がある。また、ほぼ同位置での重複もみられ、一～三回の建替えによる変遷が想定される。これらの建物のうち南側のSB二〇八七では建物の範囲内に整地層や焼面があり、多量の焼土・木炭が分布することから工房とみられる。他に東側のSB一九七五では西正面、南側のSB二〇八八では東正面に井戸があり、各々の建物に伴うとみられる。

全体的に建物は高い計画性に基づいた配置状況にはないが、方向の統一性や西半に主要建物、東半に空閑地を囲んで小さな建物を配した状況、柱筋を揃えた建物の存在といった特徴には場の使い分けやある程度の計画性が窺われる。東半の小規模な建物は頻繁に建替えられ、工房とみられる建物や正面に井戸を伴う建物もある。西半に管理・監督的な主要建物、東半に雑舎を配した様相の官衙とみられる。

註1 『年報一九七一』(第一三・一四次)、『年報一九七四』(第二三次)、『年報一九八八』(第五三・五四次)。

註2 『年報一九九〇』～『年報一九九二』。遺構期は『年報一九九一』八二～八六頁参照。

【第六〇次調査】

遺構図版1・3・11～13・15

第三七二～四二一号木簡 (『年報一九九一』)

〈調査の概要〉

前項と同じ大畑地区北半東官衙の解明を目的とした調査で(図版1)、第五六次調査区南隣の第五八次調査区南側(東・中央区)と西側(西区)を調査した。掘立柱建物一七棟、竪穴住居一〇軒、井戸六基、石敷遺構一カ所のほか多数の溝・土壙を検出し、以前の成果と合わせて官衙の様相と変遷(A～G期)が明らかになってきた。木簡は九世紀前半頃のD期に廃絶したSE二一〇一B井戸の堆積土第三層から四〇点出土した。

〈木簡の出土遺構〉

SE二一〇一井戸 中央区中央南側の地山面で確認した(図版11・12・15)。一度作替られており(A↓B)、Bでは井戸枠を検出している。

AはBに上半が壊されて詳細は不明だが、Bと同じく井戸枠を持つとみている。掘方の平面形は上端が長軸約五・〇mの楕円形、中位が一辺約一・七m、底面が一辺約一・三mの隅丸方形で、断面形は深さ約三・一mの漏斗状を呈す。上半に残る掘方埋土は明褐・橙色粘土で、下半の堆積土はグライ化したオリープ灰色粘土である。遺物は堆積土から木製品、枝、貝類が少量出土している。

Bは同位置で作替えられた井戸枠を持つ井戸で、南東に延びる長さ九m以上、幅約一m、深さ三〇～四〇cmの排水溝を伴う。掘方の平面

形は長軸約五・〇mの楕円形で、断面形は楕鉢状、深さは約二・〇mある。井戸枠は大部分が抜取られ、最下段の側板のみが残る。長さ六〇〜一一〇cm、幅二五cm前後、厚さ約四cmの板材を井籠組にした枠で、内法の平面形は長さ六三cm、幅五五cmの長方形。埋土は地山ブロックを含むオリブ灰色粘土で、側板外側には人頭大の偏平な礫を詰める。

堆積土は第Ⅰ〜Ⅲ層に大別され、第Ⅰ層(第1層)は黒褐色粘質土の自然堆積層、第Ⅱ層(第2層)は地山ブロックを含む灰褐色粘質土の人為的な埋土である。木簡が出土した第Ⅲ層は外部からの流入土と掘方埋土の崩壊土による混土層で、オリブ〜灰褐色粘質土を主体とする。四枚に細分され(第3〜6層)、各層に含まれる自然遺物の様相から短期間に堆積した層とみられる(『年報一九九二』四五・四六頁参照)。

遺物は掘方埋土、井戸・排水溝の堆積土で出土している。掘方埋土の遺物は少量の土師器と須恵器で、土師器は非ロクロ調整の体部に段を持たない平底の坏、須恵器には底部の特徴が回転削り調整で底径が口径に比して大きい坏がある(註1)。堆積土の遺物には多量の土器と木製品の他に瓦、木簡、付札状木製品、漆紙文書、貝類や種子があり、特に第Ⅲ層でまとまった出土がみられる。このうち木簡と漆紙文書の数量、木製品・自然遺物の種別と数量は表3に示した。以下では簡略に土器、付札状木製品、漆紙文書について記す。

土器には土師器と須恵器があり、他に第Ⅰ層に灰釉陶器がある。第Ⅰ・Ⅱ層の土師器はロクロ調整の坏で、底部は手持削り調整と回転削り無調整のものがある。須恵器には底部がヘラ切り無調整の坏があり、灰釉陶器は三日月高台のつく皿である。第Ⅲ層の土師器は大半がロクロ調整の坏・甕で、坏は底部や体下部を再調整するものが九割以上をしめる。甕は長胴形が多く、他に球胴形のものがある。須恵器は

坏・高台坏・蓋・高坏・甕・壺・甌があり、坏の底部はヘラ切り無調整が八割をしめ、他に回転削り無調整と底部や体下部を再調整するものが各々一割程ある。排水溝出土の土師器・須恵器は坏があり、前者にはロクロ調整で体下部や底部を再調整したものと底部が回転削り無調整のもの、後者には底部がヘラ切り無調整と回転削り無調整のものがある。なお、第Ⅲ層の土器には土師器坏の体部に「午」、須恵器坏の底部に「階上」、「石□圓カ」、「厨」、「刑」、「万」、体部に「□賀カ」、須恵器高台坏の底部に「名大首」などの墨書のあるものがある。

付札状木製品は第Ⅲ層で二点出土している(木簡図版28付札1・2)。ともに上端左右に切り込みを持ち、木簡の型式で言えば1は〇三九、2は〇三二型式にあたる。四周は1の上端は折り、下端は折れ、左右両辺削り。2は上下両端折り、左右両辺削りである。法量は1が(138)×22×7、2が159×16×5で、木取りはともに板目。四周の状況からみてどちらも付札状の木簡の未製品と考えられる。

漆紙文書は第Ⅰ・Ⅲ層、排水溝で出土しており(『年報一九九二』付編6・7)、第Ⅰ層では書止め文言の「如件」と「延暦」の年号のある文書末尾の断簡や表面に「□駿カ河国□」・「歛貳」、漆附着面に「□郡」と記す断簡がある。前者は土師器坏に附着した状態をとる。第Ⅲ層では上層の第3層出土文書に天長九年(八三二)以降の書状、机や布などの物品進上の解がある。また、排水溝出土の文書は具注暦の断簡で、弘仁十二年(八二二)三〜四月の暦と推定される。

井戸の年代について、AはB以前であること以外不明。Bは掘方埋土出土土器にA群土器の特徴を持つ坏があり(『本文編一九八二』三八七〜三九三頁)、八世紀中頃が上限となる。廃絶は木簡が出土した第Ⅲ層が比較的短期間の堆積で、出土土器の様相がC群土器にあたることか

遺構期	主な遺構			概 要	年 代
	建物跡	住居跡	その他		
A期	S B 1930・2072・2073	S I 1901～1904 S I 1960～1965 S I 652・2096	S E 2101 A	建物は奈良時代のS F 380築地の内側に位置。S B 1930は東西4間、南北15間以上の長大な南北棟。住居は建物の約50m西に分布。カマドを壊して埋め戻したものが多く、2時期以上の変遷あり。	8 c 中～後半頃 (第II期頃)
B期	S B 1881			桁行5間、梁行3間の東西棟。方向は東西の発掘基準線に対して東で南に偏す。	8 c 後半頃 (第II～III期頃)
C期	S B 1884・1885・1898 S B 1968～1972 S B 2086・2208		S E 2101 B	建物が増加。桁行3間、梁行2間の小規模な南北棟を主体とするが、廂付建物もあり、柱筋を揃えて並ぶ建物もある。方向は南北の基準線に対し北でやや西に偏す。最低3時期の変遷がある。	8 c 末～9 c 初頭頃 (第III期)
D期	S B 1887・1973・1983 S B 2090・2091・2093 S B 2205・2207	S I 1966・1967 S I 2097～2099	S E 1988 S E 1989	この頃までに外郭東門・築地が西側に移動。城内に延びる道路の南側に大畑地区官衙北辺の材木列、入口となる八脚門が造られ、門から南に延びる通路を境に官衙北半が東官衙と西官衙に分けられる。 東官衙の主な遺構は左記のとおり。北側に規模が大きく柱筋を揃えた2棟の東西棟、南側に小規模な建物と井戸を置く構成で、住居は仮設的なもの。建物の方向は南北の基準線に対して北で西に偏し、外郭築地とほぼ一致。重複関係から2時期以上の変遷がある。S E 2101 B 堆積土から木簡・漆紙文書が多数出土。なお、西官衙はコ字型官衙を形成する。	9 c 前半頃 (第III期)
E期	S B 1888～1896 S B 1974～1978 S B 640・2130・2131 S B 2087～2089 S B 2094・2095		S E 1909 S E 1987 S E 2102 S K 2113	建物が最も多い時期で分布も広範囲。西半のS B 640・1976は規模が大きく、後者は廂や間仕切りを持つ床持建物。東半は小さな建物を主体とし、空地を囲んで東・南・西側に建物が分布。東側は南北棟、南側は東西棟が多く、南側に工房とみられる建物がある。各場所に柱筋を揃える建物もあるが、全体ではさほど整った配置はとらない。ほぼ同位置での重複もあり、2～4時期の変遷がある。建物の方向は北でやや西に偏す。なお、柱穴の埋土に第4層起源の黒褐色土を含むものがある。	9 c 後半頃 (第IV期の可能性高い)
F期	S B 1980		S E 1990	桁行5間、梁行3間の南廂付東西棟。柱穴埋土に黒褐色土を含む。方向は南北の基準線に対し北で僅かに東に偏す。1度建替えあり。	9 c 後半～10 c 前半頃 (第IV期)
G期	S B 1899・1900 S B 1981・1982 S B 2206		S E 1991 S E 2032	建物はいずれも東西棟。F期までと異なり、柱穴が小さい円形を呈す。埋土には黒褐色土を含む。桁行5間、梁行4間の大きな四面廂付建物、桁行5間、梁行2間の中規模な建物、桁行3間、梁行2間の小さい建物があり、方向は北で西に少し偏すものと10°前後偏すものがある。近接する建物があり、最低2時期の変遷がある。	10 c 前半頃 (第IV期)

表2 大畑地区官衙北東部の概要

層位	種類	種類				計
		木簡(削屑)	付札状木製品	漆紙文書		
第I層	第1層			5		5
第II層	第2層					0
第III層	第3層	2(1)		2		4(1)
	第4層	6(2)	2	2		13(2)
	第5層					0
	第6層	31(24)				31(24)
	不明	1(1)				1(1)
排水溝				1		1
計		40(28)	2	10		50(28)

a. 木簡・漆紙文書など

層位	種類	種類						計
		マガキ	イシガイ科	ハマグリ	アサリ	シジミ		
第3層		2	9					11
第4層		1	70	1		1		73
第5層								0
第6層		23	7		1			31
計		26	86	1	1	1		115

b. 貝類

層位	種類	樹木						イネ科		計	内果皮					稗果	ヒョウタン	キカラスウリ	計	
		切断幹	切断枝	枝	切断根	根	樹皮	竹	草本		オニグルミ	モモ	ウメ	カヤ	クリ	マツ	果皮	種子		種子
第I層	第1層									0										0
第II層	第2層									0										0
第III層	第3層		3	140		1	95		23	262	20	57	2	6	3		1	15	2	106
	第4層	1	34	1,348	1	2	156	4	77	1,623	91	49	3	2	11	1				157
	第5層			13			5			18										0
	第6層			112			9			121	26	10			1					37
層不明								2	2											0
計		1	37	1,613	1	3	265	4	102	2,026	137	116	5	8	15	1	1	15	2	300

*ヒョウタンとキカラスウリはそれぞれ同一個体として集計

c. 植物遺存体

層位	種類	農耕具など					木地容器			曲物容器			折敷		服飾具		祭祀具		部材など		不明品	計
		柄	横槌	火鑽板	籠	刺突具	漆器	挽物	削物	蓋板	側板	底板	底板	栓	箸	横櫛	下駄	刀形子	履納	部材片		
第I層	第1層						1															1
第II層	第2層																					0
第III層	第3層	3						4			5	4		1		1				1	4	23
	第4層	6	1	1	2	2	2	4	1	7	32	3	2	3	2		1	2	22	10	103	
	第5層																				1	1
	第6層	5			1			2		2	15	2		1	21		1			5	6	61
層不明										1											1	
排水溝						1															1	
計		14	1	1	3	2	4	10	1	9	53	9	2	1	25	2	2	1	2	28	21	191

d. 木製品

表3 SE2101B出土木簡・木製品等一覧

ら九世紀前半頃(D期)とみられる。なお、第三層最上の第3層出土漆紙文書の年代と本井戸が九世紀後半頃(E期)のSB二〇八八建物跡より古いことから、Bが埋没しきつたのは天長九年(八三二)以降の九世紀半ば頃と推定される。

〈主要遺構の解説〉

大畑地区北半東官衙の主な遺構はA～G期の遺構期で捉えている(表2、図版12・13)。ここでは木簡出土の井戸が廃絶したD期の様子を記す。

D期の様子 この頃までに外郭の東門と東辺築地が西側に移動している。東門から城内に延びる道路と南側の官衙域の間には材木堀が造られ、入口となる門が設けられる。また、門から南に延びる通路を挟んで官衙域北半が東官衙と西官衙に分かれる。

東官衙では口状に内側に入る外郭東門南側にあたる東半に遺構が多い。建物跡八棟、住居跡五軒、井戸三基を検出しており、重複関係から最低でも二時期の変遷がある。基本的には北側に主要建物とみられる規模の大きい二棟の東西棟を南北に並べ、南側に小さな建物と井戸を配す構成で、建物の方向は南北の発掘基準線に対して北で西に偏しており、外郭東辺の方向とほぼ一致する。なお、住居は建物に近接・重複し、廃絶時には埋め戻されている。その特徴から主体となる建物が場所を占有・変遷する中での仮設的な設営が考えられる。

北側二棟の東西棟は一五m前後の間をとって西妻の柱筋をほぼ揃えて南北に並んでおり、南はSB一九七三→SB一八八七、北はSB二二〇七→SB二二〇五と変遷する。いずれも身屋が桁行四間、梁行二間の東西棟で、新しい段階のSB一八八七では北側、SB二二〇五では東・南側に廂がつく。南側の小規模な建物は柱穴が小さく、規模

も桁行三間、梁行二間程度とみられる。東西棟と南北棟があり、各建物は北側東西棟の南にある井戸を囲むように位置する。井戸はいずれも枠を伴うとみられるものである。

建物の外郭東辺とほぼ一致する方向、北・南側における配し方、北側東西棟の柱筋を揃えた並び方には計画性がみられる。西側の通路を挟んだ同時期の西官衙ではコ字型配置の官衙が形成されており、D期には大畑地区北半の官衙全体が整備された状況を呈す(図版11)。

註1 木簡以外の遺物の図は『年報一九九二』を参照。B掘方埋土Ⅱ二九頁第二四図。B堆積土Ⅱ二九～三五頁第二五～二九・三一～三三図。

【第六一次調査】

遺構図版1・2・16

第四一～四一五号木簡 (『年報一九九二』)

〈調査の概要〉

外郭南門跡北西の鴻ノ池地区で実施した調査である(図版1・2)。この地区は政庁跡西側に発する沢が南の沖積地に広がる開口部にあたり、東が政庁―外郭南門間道路、南が外郭南門跡西側の外郭南辺で閉ざされた東西約二〇〇m、南北約一五〇mの低湿地である。地区の名称には国府の池の転化とする見方がある(吉田一九〇六)。また、外郭南辺の調査時には築地跡の基盤をなす盛土層北側に粘土主体の堆積層が厚く形成され、木簡をはじめとする木製品や土器などの遺物が多量に含まれる状況を確認している(『年報一九七〇』第八次調査、『年報一九七三』第二次調査)。以上を踏まえて、本調査は近年における地下水位・土層・遺物遺存の状況と古代以降の環境変化の様子を把握する目的で実施した。

調査は外郭南門跡の約一二〇m北西の地点に東西九m、南北一七mの調査区を設定し、標高約五・八mの地表から階段状に標高約一・〇mま

で掘下げを行った(図版16)。調査区内の土層は一七層に分けられる。すべて水平に近い自然堆積層だが、地形に沿って北から南にごく緩やかに傾斜する。各層の特徴と出土遺物は表4・5に示した。第九層下半に一〇世紀前葉頃に降下した灰白色火山灰が堆積し、標高二・二mの第一五層から下は無遺物層となる。水位は十分に保たれ、木製品などの遺物も良好に遺存する。木簡は第一〇層で三点、第一層で一点出土した。他に花粉分析と遺物の検討から環境変化の様相も概ね捉えられた(『年報一九九一』付編2、及び一三八・一三九頁参照)。

〈木簡の出土遺構〉

第一〇層は極暗褐色スクモと黒色粘土の互層で厚さは約三〇cmある。木簡のほか多量の土器、瓦、木製品が出土し、土錘や砥石、卜骨などの土・石・骨角製品、貝類(カキ・アサリ)、獣・魚骨類(イヌ・イノシシ・ウマ・シカ・スズキ)も若干含まれる。また、漆紙文書で『集方書断簡』が出土している(丸山一九九二)。

層位	特徴
第1層	表土。暗緑灰色粘土層。厚さ約40cm。
第2層	水田床土。褐色砂層(2a)と褐灰色粘土層(2b)からなる。厚さ25～30cm。
第3層	暗オリーブ灰色や暗緑灰色の粘土層。a～cに細分。厚さ約40cm。
第4層	暗青灰色粘土層。厚さ約20cm。
第5層	黒色粘土層。厚さ10～30cm。
第6層	黒色粘土層。間に砂層が不規則に堆積。厚さ20～30cm。
第7層	オリーブ黒色粘土層。スクモを含む。厚さ約30cm。
第8層	黒褐色粘土層。下部に灰白色火山灰ブロックを含む。厚さ約10cm。
第9層	灰白色火山灰層。厚さ5～10cm。上半は再堆積。下半は一次堆積。
第10層	極暗褐色スクモ層と黒色粘土の互層。厚さ約30cm。
第11層	極暗褐色粘土層。厚さ約30cm。
第12層	暗褐色粘土層。厚さ約15cm。
第13層	暗褐色粘土層。厚さ約30cm。
第14層	暗褐色粘土層。厚さ約50cm。
第15層	暗褐色スクモ層。厚さ約55cm。
第16層	暗褐色粘土層。厚さ約10cm。下部に薄い灰白色粘土層を挟む。
第17層	黒褐色スクモ層。厚さ約55cm。

表4 第61調査区各層の特徴

層位	土器(総数に占める割合)	瓦(時期)	土・石製品	木製品	その他
第1層	須恵系土器と土師質土器主体。3層以上に近世以降の陶磁器を含む。	近世			
第2層		II～IV期			
第3層		II～IV期	土錘		
第4層					
第5層					
第6層	土師器、須恵器、須恵系土器	I～IV期		曲物	
第7層	土師器、須恵器、須恵系土器、施釉陶器 <1/4>	I～IV期			墨書土器
第8層	土師器、須恵器、須恵系土器	II～IV期			
第9層	土師器、須恵系土器				
第10層	土師器、須恵器、須恵系土器、灰釉陶器 <1/2>	I～IV期	土錘 円盤状土製品 砥石	木簡、高台付皿、椀、鉢、曲物、箸、櫛、下駄、斎串、柄、籠、把手状品、砧状製品、付札状木製品	墨書土器 漆紙文書 卜骨、人骨
第11層	土師器、須恵器、須恵系土器、灰釉陶器	II・III期		木簡、高台付皿、鉢、下駄	墨書土器
第12層	土師器、須恵器	II期		皿、高台付皿	
第13層	土師器、須恵器	II期		柄、箱状製品	
第14層	須恵器	II期		箱状製品	
第15層上面	土師器	II期			
第15層	無遺物層				
第16層					
第17層					

太字：主体をしめる土器 ゴシック体：木簡

表5 第61次調査区出土遺物

土器は土師器、須恵器、須恵系土器、灰釉陶器がある。ロクロ調整の土師器が主体で坏・高台坏・鉢・耳皿・甕・羽釜があり、坏の底部は回転系切り後に再調整するものが半数を占める。須恵器は坏・甕・壺、須恵系土器は坏・高台坏・耳皿、灰釉陶器では碗の破片がある。なお、土師器・須恵系土器坏では体部に「厨」、「本□」、「□」の墨書、須恵系土器耳皿には焼成前に底部に「厨」の刻書をしたものがある（『年報一九九二』一〇四～一〇七頁第八四・八五・八七図）。

瓦は丸・平瓦があり、平瓦は第Ⅳ期の瓦を含む。木製品は種類が多く、挽物の高台坏皿と碗、箸・曲物・斎串・櫛・下駄・柄・篋・把手状製品・碇状製品などがあり、他に付札状木製品が一点ある（木簡図版28付札3）。形状は右辺上部に切り込みを持つが左辺にはない。上端は削り、下端折りのままか。右辺は削り、左辺は上部の一部が削りで以下は割れ。法量は96×17×4で、木取りは柾目である。切り込みと四周の状況から〇三二型式の木簡の未製品とみられる。

第一層は極暗褐色粘土層で厚さは約30cmある。木簡以外に土器、瓦、木製品が出土し、獣骨類（ウマ・シカ）も若干含まれる。土器の内容は第一〇層と概ね同様で土師器には坏・皿・甕があり、坏は回転系切り後に底部や体下部を再調整するものが多い。体部には「厨」、「□本カ」などの墨書もみられる（『年報一九九二』一〇一頁第八三図）。須恵器は蓋・甕・壺、須恵系土器は耳皿があり、灰釉陶器は瓶の破片がある。瓦は第Ⅱ・Ⅲ期の平瓦、木製品は剝物の鉢、挽物の高台坏皿、下駄がある。

第一〇・一一層の年代は灰白色火山灰層（第九層）より古い。出土した土器の様相は第一〇層がD群土器に相当し（『本文編一九八二』三八七～三九三頁）、第一層も前項第六〇次調査のSE二一〇一B井戸出土土器（C群土器）より新しい要素をもつ。ともに九世紀後半頃の堆積と

みられる。

【第八一次調査】

遺構図版1・2・17

第四一六号木簡

（『年報二〇〇九』）

〈調査の概要〉

内側の外郭南辺の門跡（『年報二〇〇三』）から西の区画施設を確認するために実施した調査である。対象地は門跡から約50m西の鴻ノ池地区北部で東西約21m、南北約25mの調査区を設定し、区画施設の存在が想定される北端では標高7.0m前後の地表面から階段状に標高約3.5mの深さまで階段状に掘下げて精査をした（図版17）。

その結果、地山スクモ層上で区画施設の基礎をなすSX二九五基礎地業を検出し、内側の外郭南辺の存在が明確になるとともに門跡が最初の外郭南門である可能性が高いことが判明した。また、区画施設の廃絶後には基礎地業の高まりを利用して南側の湿地に対する護岸施設が造られている。護岸施設は盛土遺構、土留め施設、杭列などからなるもので、少なくとも次の変遷があり、最初の施設には葺石が伴う。

一、SX二九六二盛土遺構・SX二九六〇土留め施設

SA二九六一杭列

二、SX二九六八盛土遺構・SA二九六七しがらみ

三、SA二九七〇杭列（盛土遺構については推定）

一～三は順次南に拡張して造られており、一・二は出土遺物から八世紀後半～九世紀前半頃、三はそれ以降で灰白色火山灰の降下より古い一〇世紀前葉頃以前の施設である。このうち二のSX二九六八盛土遺構の第一次盛土（3b層）から木簡が一点出土している。

〈木簡の出土遺構〉

SX二九六八盛土遺構とSA二九六七しがらみ 最初の護岸施設を盛土で嵩上げしつつ南側に拡張した二番目の施設で、南端部に土留めと護岸を兼ねたしがらみを伴う。東西五・〇m、南北三・八mの範囲を検出した。盛土の残存高は最大約五〇cmある。盛土はオリブ黒色土で、護岸施設は次の工程で造られている。

①最初の護岸施設に堆積した砂・粘土層(図版17断面図第三・二三層)の上に第一次盛土(SX二九六八3a・b層)を行い上面を平坦にする。

②南端部に第一次盛土上面から先端の尖った長さ七〇〜九〇cmの杭材(丸材。径三〜八cm)を東西方向に五五〜七五cm間隔で打込み、間に径二cm程の樹枝を絡めてしがらみとする。

③しがらみの内側(北側)に厚さ二〇〜三〇cm以上の第二次盛土(1・2層)を行う。その際、しがらみ沿い約二・〇mの範囲に細い樹枝を敷詰め、北側では打込み杭(SA二九六四〜二九六六)で止めた角材や板材を据えて盛土する。

遺物は各層で土器・瓦、3a・b層で木製品が出土しており、土器・瓦は各層とも概ね同じ様相を呈す。土器は土師器と須恵器で、土師器はロク口調整の坏・甕、須恵器には底部がヘラ切り無調整の坏がある。瓦は第Ⅱ期以降の平瓦を含む。木製品は3a層に曲物、タモ網の杵木、建築材、燃えさし、杭材などがあり、木簡が出土した3b層には挽物の高台皿、箸状木製品、組み合わせ部材、燃えさしがある。

〈主要遺構の解説〉

SX二九五九基礎地業 内側の外郭南辺の門跡から西側の区画施設に伴う基礎地業である。南に緩やかに傾斜する地山スクモ層上に丸材

を敷並べた筏地業とその上に積んだ盛土からなり、南北一・六m、東西約二・〇mの範囲を検出した。

筏地業は南端に径一五cm程の材を東西方向に置き、その上に径一二〜一八cm、長さ一・二m以上の丸材を南北方向に密接させて敷並べたもので、門跡東側の低湿地部の区画施設に伴うSX一二六一基礎地業の筏地業(『年報一九八一』)と同様の構造とみられる。東西方向の材は残りが悪いが、南北方向の材は樹皮がついた丸材で端部がやや尖っており、加工状況や法量がSX一二六一の用材と類似する。盛土は多量のはつり材を敷く層を挟み込んだ地山土を主体とするが、南端付近は地山スクモを主体に積む。残存する高さは約七〇cmで、上部や南端部は後続する護岸施設の構築時に削られている。遺物は盛土から多量のはつり材のほか用途不明の建築材が出土している。

SX二九六二盛土遺構・SX二九六〇土留め施設・SA二九六一杭列

SX二九五九基礎地業の上に盛土を行い、上面に葺石をした最初の護岸施設。南端下部に護岸を兼ねた土留め施設と補強の杭列を伴う。

残存する盛土の高さは一・二mで、主に凝灰岩の小片を含む地山土を盛土する。葺石は角の丸い長さ・幅とも約二〇cm、厚さ一〇cm程の石が一個残るのみだが、土留め施設から上では石が抜け落ちた長軸二〇〜五〇cm、短軸二〇〜三〇cmの痕跡が多く認められる。

土留め施設は盛土の南端下部に径一二〜二〇cm、長さ一・三m以上の丸材を東西方向に寝かせて三・四本積み重ね、南側に二〇〜三〇cm間隔で径四cm前後、長さ五〇cm以上の樹皮のついた丸材を打ち込んで固定したもので、最終的に外側から径一二〜二〇cm、長さ一・二m以上の樹皮のついた丸材を七〇cm前後の間隔で打込んで補強する。

遺物は盛土最下層で土器と瓦が少量出土した。土器は土師器と須恵

器で、土師器はロクロ調整の坏・甕、須恵器は稜塊・甕がある。瓦は丸・平瓦で、平瓦は第Ⅱ期以降のものがある。

【第八三次調査】

遺構図版18

〔年報二〇一一〕

第四一七号木簡

〔年報二〇一二〕

〈調査の概要〉

外郭南西隅近くの外郭南辺と北側の城内の状況を確認する目的で実施した。対象地は外郭の南辺・西門の位置から推定される外郭南西隅から約四〇m東の地点で、五万崎地区丘陵の南裾部にあたる。

調査は東西約二〇m、南北約五〇mの調査区で行い、南部でSF三〇五〇築地堀跡、その北側で多数の掘立柱建物跡、溝、土壙のほか、鍛冶工房とみられる竪穴遺構を確認した(註1)。この場所の外郭南辺は一貫して築地堀であり、四時期の変遷がある。築地堀のすぐ北側では土壙が多く、土取り穴の可能性がある。他に廃棄土壙もみられる。一方、掘立柱建物は築地堀から一〇m前後離れた場所から北に広がる。九世紀後半〜一〇世紀前半頃の建物群で、以前に北側で実施した第二八次調査の成果(年報一九七六)と合わせて、その頃の五万崎地区南半が掘立柱建物を集中的に配置した重要な区域であることが判明してきた。木簡は廃棄土壙とみられるSK三〇七三土壙の下層底面付近で一点出土している。

〈木簡の出土遺構〉

SK三〇七三土壙

調査区中央部西端で検出した土壙で、SF三〇五〇築地堀跡の約一七m北に位置する。平面形は東西二・七m以上、南北六・四m以上の南北に長い楕円形を基調とし、西側は調査区の外に延びる。深さは約一・五mで、底面は多少の凹凸があるが、概ね平

坦である。堆積土は上下二層に大別され、上層は炭粒や砂ブロックを含む暗褐色〜黒褐色シルトによる自然流入土、下層は木製品や木片、樹皮などを多量に含む黒色粘土層で遺物廃棄層とみられる。遺物は下層から木製の網針、下層の底面付近で木簡が出土している。年代は木簡にみえる年紀から天平神護年間(七六五〜七六七)頃の掘削とみられる。

〈主要遺構の解説〉

SF三〇五〇築地堀跡

この場所の外郭南辺区画施設である。東西約一〇m分を検出し、a〜dの四時期の変遷がある。最初のaは丘陵裾部の南斜面を削出して南北幅五・三m〜七・五mの平坦面を造成し、一部を整地して基底幅二・七m前後の築地本体が版築されている。残存する高さは三〇cmで、概ね三・二m間隔で積手の違いを確認しているが、寄柱穴や添柱穴は未検出である。北側に幅約一・〇mの犬走り、南側に幅約二・一m、深さ八〇cmの外溝を伴う

bは、aとその崩壊土を残存するaの上面近くまで削り、新たに築地本体を積み直した補修である。築地本体は五〜一〇cmと残りが悪く、基底幅も判然としないが、概ねaと同位置での積直しとみている。北側に幅〇・六m、深さ二〇〜三五cmの内溝を伴う。

cはa・bの上を三〇cm前後嵩上げたSX三〇五二整地層とその上の築地崩壊土層から捉えた補修である。築地本体は残らないが、整地層上面から掘られた幅一・〇〜一・五m、深さ三〇cm前後の内溝がbの内溝と同じ位置で重複することから、cの築成もbと同位置で行われたとみられる。

dはcのSX三〇五二整地層の上を四〇cm前後嵩上げたSX三〇五三整地層から捉えた補修である。整地層上面では幅一・〇〜一・九m、深さ三五〜六五cmの内溝を検出しており、それがcの内溝から

約二・〇m北にあることから、dの本体はずれて築成されていた可能性がある。大規模な補修であったことが推定される。

a、dの築成・補修の年代は、cの崩壊土層中に平瓦Ⅱc類があること、dの整地層と内溝が灰白色火山灰層を含むSD三〇七三土壙に壊されていることから、c・dの補修が一〇世紀前葉頃以前の第Ⅳ期とみられる。aの築成、bの補修年代は第Ⅳ期以前であるが、北側のSK三〇七三土壙出土木簡の年紀からSF三〇五〇築地塀跡の築成は少なくとも第Ⅱ期までは遡るとみられる。すなわち、木簡の年紀と出土状況から、SK三〇七三土壙の掘削は天平神護年間頃である。また、それより古く、鍛冶工房とみられるSX三〇七〇竪穴遺構の年代も第Ⅱ期の刻印瓦の出土とあわせて第Ⅱ期に限定される。そして、こうした遺構が存在する場所は城内に他ならないとみられるからである。

SX三〇七〇竪穴遺構 調査区中央部西寄りで確認した竪穴遺構である。一部を掘下げたのみであるが、床面が厚さ一〜三cmの炭化物の薄層で覆われ、埋土から鉄滓(椀型滓)が出土したことから鍛冶工房跡とみられる。木簡が出土したSK三〇七三土壙より古い。

平面形は東西五・六m以上、南北六・四mの方形とみられ、残存する壁の高さは北壁で六〇cmある。掘方埋土を床とし、床面は多少の凹凸をもって緩やかに南に傾斜する。内部施設としては周溝と東西三〇cm以上、南北八〇cmのピットを検出している。堆積土は最下層が上述の炭化物層で機能時の堆積である。それより上は地山ブロックを多量に含む暗褐色にぶい黄褐色土層で、一度に埋められた可能性がある。

遺物は埋土から土師器甕、須恵器坏、丸瓦と鉄滓、弥生時代の遺物の混入品とみられる石包丁が出土している。丸瓦には第Ⅱ期の「占」の刻印があるものがある。竪穴遺構の年代は刻印瓦の存在から第Ⅱ期

(七六二〜七八〇)以降であるが、後続するSK三〇七三土壙出土木簡の年紀からみて天平神護年間頃(七六五〜七六七)には埋め戻されている。第Ⅱ期の造営に伴う鍛冶工房の可能性がある。

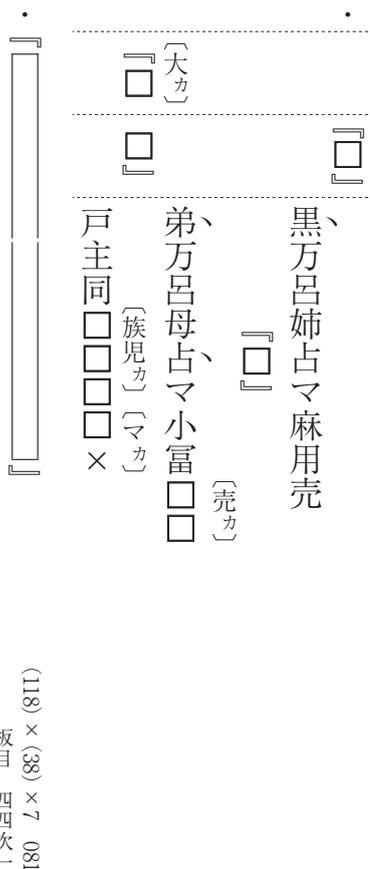
註1 なお、他に竪穴住居跡があるが、七世紀前半頃の多賀城創建以前のものである。

第三章 釈文と解説

【第四次調査】

SD一四一三A暗渠跡裏込土出土木簡(木簡図版1~8)

◎第七九号木簡



上端は二次的に表裏両面から切り込みを入れて折る。下端折れ。左右両辺割れ。表面は丁寧に削られ、上端下には平行する刻界線が三本ある。先の鈍い工具で押し潰すように右から左に引く刻線で、太さは約1mm、間隔は1-1mm前後。裏面は割れた面のままで厚さが一定しない。表面は戸籍の抜書とみられる歴名様文書。比較的達筆な書で三行分が残る。行間は心々で一五mm前後。異筆は刻界線に切られる前筆で墨が薄い。内容は未詳。裏面にも割れた面にそのまま書かれた異筆があるが、墨が薄く判読できない。表面の文書とは段階の異なるものか。

歴名様文書は上から三本目の刻界線から書き出され、各行に一名、

黒万呂の姉、弟万呂の母、戸主の同族の三名の記載がある(註1)。このうち黒万呂と弟万呂、弟万呂の母の右傍には合点が付される。年令・年令区分などの記載に関しては欠損のため不明。

本文書では戸口の表記や配列、刻界線・合点の存在などに特徴がみられる。表記は《某+続柄+戸口名》によるもので、現存する籍帳類では大宝二年(七〇二)御濃国戸籍や和銅元年(七〇八)陸奥国戸口損益帳に類する(註2)。「戸主同族」は御濃国戸籍に「戸主同党(妹)」、陸奥国戸口損益帳に「戸主妻同族」などの例があり、「同党(妹)」は従父兄弟・姉妹とみられている(新見一九〇九)。

配列に関しては記載から他に戸主を含む三名の記載を推定したうえで大きく男女別に分けた構成だったことが知られる。すなわち一・二行目の黒万呂と弟万呂には続柄や姓が記されず、三行目も戸主との続柄で書かれることから黒万呂と姉、弟万呂と母、戸主と同族の六人は同じ戸に属す。また、現状の記載では三名の身元が正確に把握できないことから最低でも戸主と黒・弟万呂の男性三名の記載が右側の欠損部に考えられる(註3)。さらに二行目の弟万呂の母が黒万呂の姉の次に記されており、弟万呂の記載とは離れる。したがって、配列は戸内の主な男性別にその人物、母、妻、子という順序はとらず、まず男女を大きく分けた構成とみられる。その点から三行目の戸主同族も女性と考えられる(註4)。

刻界線はやや珍しい引き方をするが、狭い間隔で平行、等間隔、明瞭に引かれたあり方と記載の内容からみて籍帳的な記載を念頭に引いたと考えられる。一・二本目の用途は不明だが、使われていれば歴名より上位となる戸の表題や本貫・年次などに伴うとみられ、本文書は書式の整った歴名様文書と考えられる。未使用でも三本目に揃えた歴

名記載の書式がよいことに変わりはない。また、合点の存在から人の確認作業がなされており、本簡は人の管理・支配上の行政的な実務に使われている。

こうした特徴のうち、戸口の表記・配列は前述の御濃国戸籍と陸奥国戸口損益帳と類似している。両史料は他の籍帳とは異なり、戸口を《某+続柄+戸口名》で表記するのを基本とし、「戸主同党(妹)」、「戸主妻同族」などの表記も用いる。また、男女別に大別した構成をとり、男子と女兒を「子」と「児」の用字で区別する。このうち陸奥国戸口損益帳は大宝二年籍の次の籍年となる和銅元年までの戸・戸口の異動を記す帳簿であるが、それによって復原的に推察される大宝二年陸奥国戸籍も同様の特徴を持つとみられている(岸一九五二・一九五六)。

これらとの記載の類似をはじめ、書式のよさ、使われ方などから総合的に判断して本簡は戸籍の抜書と推定される。ただし、小断簡であり、一般的な木簡と同じ縦材である。その点を考慮すると、抜書のあり方には複数の解釈が可能と思われる。

小断簡のため、記載は六名までしかわからない。縦材は原木の太さに幅が規制されるので多人数の記載は考えにくい(渡辺二〇〇四)。一戸の人数を平均的な二〇人とみれば、行間距離(一五mm前後)からみて三〇〇mm前後の幅は必要となる。現実的には一・二戸程度の記載しか難しい。もともと、それは一戸全員の記載を前提とし、一・二本目の界線にさほど意味をみない場合である。全員分の記載かは不明であるし、伴う記載は不明でも界線はある。界線を重視すれば、複数の戸・年次の記載からの抜書という見方も可能か。断簡資料には複数の解釈の余地がある。

年代も慎重にみる要がある。抜書は現行の戸籍からのみとは限らな

い。養老戸令22戸籍条の保存年限を前提にみる必要がある。同条では保存を「五比」三〇年と定め、『令義解』の註には「謂之比者。比校之義。」とある。保存は比べ考えるためにするのであり、勘籍の史料(註5)が示すように日常政務では過去の戸籍からの抜書もありえる。本簡の年代は抜書した戸籍の作成から三〇年の幅をとらざるをえない。

その元の戸籍の年代は不明だが、籍帳類でも古い美濃国戸籍や陸奥国戸口損益帳の記載方法との共通性から古い戸籍とは推測される。その種の記載方法が養老五年(七二二)籍で他の戸籍と同じ書き方に統一されたとする考え方から大宝二年(七〇二)籍、和銅元年(七〇八)籍、和銅七年(七二四)籍とする見方もある(平川一九九三)(註6)。

註1 『年報一九八三』では三行目の五字目に「児」か「兒」の可能性を考えたが、二画目の縦画が長いので「児」とみた。この戸口は本文に記すとおり女性で、陸奥国戸口損益帳の男子と女兒の「子」と「児」による区別とも整合的である。

註2 『大日本古文書』編年之一 一〇九六頁(大宝二年御濃国戸籍)、三〇五頁(三〇八頁(養老五年陸奥国戸籍))。なお、後者は和銅元年の陸奥国戸口損益帳であることが明らかにされており(岸一九五二・一九五六)、本書ではその年代と名称で示す。

註3 黒万呂と弟万呂は女性との続柄、(戸主同族)より前に位置する点から一般的にみれば戸主の甥、または従父兄弟などか。他に戸主の異母兄弟の可能性もあるか。

註4 これらのことは男女別の記載と「戸主同族」の類語も持つ御濃国戸籍から類推する見方もある(平川一九九三)。同戸籍の「戸主同党(妹)」の戸口の性別は、男女別の記載をとる必然性から前の行が男性なら男女の両方、女性なら必ず女性である。本簡に適用すれば「戸主同族」の性別は前行が女性なので女性と推測され、一〜三行目が女性三人、右側欠損部が男性三人となる状況から戸口の配列も概ね男女別とみられる。しかし、その構成を証すには十分ではないし、本簡と御濃国戸籍とを対等な立場で比較するうえでも不向きである。本書では本簡自体に基づいて考えた。

註5 『寧楽遺文』中巻 五三五〜五三九頁。

註6 なお、同見解では元の戸籍をさらに和銅七年籍に限定し、本簡の年代も養老六年五月を下限とするが、今の規定を考慮すれば天平期にくだることになる。

◎第八〇号木簡

〔菊多カ〕

□□郡君子部荒國

(125) × (32) 091

四四次二

郡名と人名がみえる削屑。右辺上半は原形をとどめる。郡名は陸奥国の郡では残画からみて菊多郡が妥当。同郡は養老二年(七一八)の石城・石背国分置の際に常陸国多珂郡を割いて建郡され(『続日本紀』養老二年五月乙未条)、当初は石城国に属した。その後、両国の陸奥国への再併合により陸奥国所管となる。併合を明示する史料はないが、両国の存続は養老四年十一月までは確実で、陸奥按察使の所管に出羽国を加えた養老五年八月まで(註1)は考えられる(土田一九五二)。また、神亀元年(七二四)の征討関係記事にみえる「坂東九国」の記載、神亀五年(七二八)の陸奥国白河団の新置記事(註2)などから神亀元年四月には併合されていた(喜田一九八二・今泉一九八八)とみられる(註3)。

君子部は服属した蝦夷からなる部民で陸奥・出羽両国と東国の上野・下野国などに多く分布する。天平勝宝九歳(七五七)に用字を吉美侯部と改称し(『続日本紀』天平宝字元年三月乙亥条)、以後、吉弥侯部ともなす。なお、第二二九号にも君子部とみられる記載がある。

註1 『類聚国史』卷八十三免租税 養老四年十一月甲戌条。『続日本紀』養老五年八月癸巳条。

註2 『続日本紀』神亀元年四月癸卯条・神亀五年四月丁丑条。

註3 近年は『続日本紀』養老六年(七二二)閏四月乙丑条における陸奥国関連の諸施策と一体的になされたとする見方が提示されている(今泉二〇〇一)。ま

た、多賀城と関わる多賀・階上郡権置の際の「名取以南一十四郡」という状態が柴田郡から刈田郡を分置した養老五年十月以前とする見解(佐々木二〇一〇)に従えば、両国の併合は養老五年八月十月のことで菊多郡が陸奥国の所管となったのはその時となる。

◎第八一号木簡

丈マ子荒石

〔マカ〕

□□□□

(86) × (27) 091

四四次三

人名が連記されていたとみられる木簡の削屑。二行目は左側の大部分が削られている。丈部は東国をはじめ陸奥国でも多数みられる氏族。

◎第八二号木簡

〔大伴マカ〕

□□□□

大伴マ神

、〔伴マカ〕

大□□□×

(35) × (32) 091

四四次四

人名が列記された木簡の削屑。人名はいずれも大伴部とみられる。二・三行目の人の右傍には合点があり、何らかの確認作業がなされている。なお、大伴は弘仁十四年(八二三)に伴へ改姓する(『日本紀略』弘仁十四年四月壬子条)。

◎第八三号木簡

〔鳥取マカ〕

□□□

〔マカ〕

□□

(24) × (14) 091

四四次五

人名がみえる削屑。鳥取部に関しては第二七六号を参照(四一頁)。

◎第八四号木簡

□マ百

(26) × (17) 091

四四次六 a

人名とみられる文字が残る削屑。

◎第八五号木簡

□

(24) × (18) 091

四四次六 b

◎第八六号木簡

〔長カ〕

□□丈マ

(41) × (9) 091

四四次七

三字目まで右半分が削られている。何らかの役職と人名を記す削屑。

◎第八七号木簡

〔長カ〕

□丈マ

(28) × (12) 091

四四次八

何らかの役職と人名を記す木簡の削屑。

◎第八八・八九号木簡

木質から同一簡から取られたとみられる削屑。第八八号は人名か。

〈第八八号〉

〔勝カ〕

石□

(41) × (11) 091

四四次九 a

〈第八九号〉

□

□

(31) × (9) 091

四四次九 b

◎第九〇号木簡

〔年カ〕

□□

(75) × (21) 091

四四次一〇

古麻呂

右辺下半は原形をとどめる。文字は左半分が欠損するが、残画と全体の字配りから人名と年令註記と推定される。

◎第九一号木簡

□□部

□麻呂

□

(77) × (38) 091

四四次一一

一行目は右半分が削り取られている。人名を列記した木簡の削屑か。

◎第九二号木簡

□□□□
 □□□□
 □□□□
 □□□□

〔宮カ〕

(50) × (21) 091

四四次一三

一行目は右側上半が削られ、下半も欠損。二行目は人名。「万呂」の下の文字は不詳。

◎第九三号木簡

、宗何
 、宗何

(38) × (25) 091

四四次一三

人名を連記した木簡の削屑。合点が付され、何らかの確認作業に使われている。人名は宗何部か。第二一八・三一五号にもみられ、後者は本簡とあり方がよく似ている(四八頁)。同一簡の可能性、同じ実務で使われていた可能性がある。

宗何部は陸奥国では日理郡をはじめとする海道沿いでの分布が推測される(註1)。まず、宗何部池守等三人に対する改賜姓記事から日理郡での所在を確認できる(『続日本紀』神護景雲三年(七六九)三月辛巳条)。次に、多賀城跡第一一・六三号漆紙文書に例がある(『多賀城漆紙文書』)。第一一号は歴名様文書で、宗何部真繩の前の行に日理郡での所在を確認できる五百木部がおり(『日本後紀』延暦十六年(七九七)正月庚子条)、同郡か、近郡の記載の可能性がある。第六三号には「書生宗何□」と並んで海道南端の標葉郡か標葉郷と関わる表記がある。他に胆沢城跡の漆紙にも例がある(水沢市教委一九八四)。宗何部刀良磨など二名の射手が

病で成所に堪えない旨を申上した文書で(漆紙第一八号)、使者の主帳が牡鹿連であることから刀良磨も同郡付近での在住が推測される(註2)。

註1 海道以外の可能性がある者に胆沢城跡漆紙第二号で玉造團擬大毅と連署する「書生宗□」がいる(水沢市教委一九八二)。なお、書生が玉造郡の人なら同郡の呼称の淵源は石城郡玉造郷とみられるので元は海道の氏族という推定も可能。

註2 なお、報告書は本文書の主帳を小田団の主帳とするが、軍団の兵力は兵士のみで健士は含まないことから郡の主帳とみる見方もある(鈴木二〇一一)。

◎第九四号木簡

〔年カ〕〔右類カ〕
 □廿二□□□□

(22) × (13) 091

四二次一四

年令に続けて身体註記がみえる削屑。文字が小さく(七〜八㎞)、次行も密接するので割註とみられる。次行は大半が欠損。残画は廿三才にあたる正丁、正女とはみえず、他の註記と思われる。位置関係から第二七六号木簡(四二頁)のような本貫の記載とみるのも一案。

◎第九五号木簡

□番□替□□

(88) × (15) 091

四四次一五

後続の第九六・九七号とともに分番勤務者の交替に関わる木簡の削屑。交替を示す「替」の語を含み、第九五・九六号では「番」の語がみえる。「番」は第三六三・三六四・三七〇号が典型的に示すように(五一〜五九頁:第四七次調査)、分番制による軍団兵士の上番勤務で使われている。第九五・九六号も兵士関連の可能性が考えられ、共伴関係や「替」

の語の共通性から第九七号も同様とみられる。

◎第九六号木簡

□二番替

(88) × (14) 091
四四次一六

第九六号と同様の削屑。三番以上の編成が知られる。

◎第九七号木簡

替充□□

(88) × (26) 091
四四次一七

左辺は原形をとどめる。三字目は「邊」か。第九六・九七号と同じ分番勤務者に関する木簡の削屑。「替充」という表現から分番による交替というよりも第二七八・二七九号(四二・四三頁)のような特定個人についての交替や部署替えなどを記すものか。

◎第九八〜一〇〇号木簡

木目と木質、筆致から同一簡から取られた削屑。第九八・九九号は職名とその下に数字を記す。数字の意味は不詳。第一〇〇号は小片。

〈第九八号〉

主典一

(67) × (14) 091
四四次一八

主典は令制四等官のうち四番目の官人の総称。また、令外官四番目の官人の呼称として使われ、陸奥国では臨時に派遣された征討使や陸奥国地震使などの官人にみえる。本簡の主典は第九九号の鉦帥と一

体的に捉えられる官人で、鉦帥が軍隊行動で使われる鉦の指導者とみられることから征討使の官人と考えられる(平川一九九三)。

『年報一九八三』で示した遺構の年代の八世紀前半頃に陸奥国への征討使は和銅二年(七〇九)、養老四年(七二〇)、神龜元年(七二四)、天平九年(七三七)に派遣されている(註1)。四等官の呼称には將軍・副將軍・軍監・軍曹という將軍系の場合と、大使・副使・判官・主典の大使系の場合があり、後者の主典は神龜元年と天平九年の征討使にみえる(註2)。

註1 『続日本紀』和銅二年三月壬戌・養老四年九月戊寅・神龜元年四月丙申・天平九年正月丙申条。

註2 なお、軍曹と主典の呼称は通用するという見方から、本簡の主典を養老四年の征討使の軍曹にあてる見方もある(平川一九九三)。ただし、実例として大使系の呼称は神龜元年以降、延暦十三年(七九四)までの陸奥国への征討使の呼称にみえる。

〈第九九号〉

〔鉦カ〕

□帥四

(51) × (13) 091
四四次一九a

一字目の偏は金偏。旁は大半が欠損。残画と偏、二字目の「帥」との整合性から「鉦」と判読され、前掲の第九八号の主典と一体的にみるこ

とによって征討軍の鉦帥と位置づけられる。
鉦は鼓、大角、小角とともに用兵の合図に使われる指揮具で『令義解』軍防令44私家鼓鉦条の註には「鼓者。皮鼓也。鉦者。金鼓也。」とみえる。同条で私的な所有は禁止され、『類聚三代格』卷四延暦十九年(八〇〇)十月七日太政官符では「征戦之備」と位置づける。軍事的に重要な備品で、その教習・使用の際の指導者が鉦帥とみられる(平川一九九三)。

ただし、鉦の使用は元来は盛んではなかったとみられる（北一九八四）。鉦鼓や大・小角を教習する官司は鼓吹司だが、八世紀代の教習は角吹を主流としており、前掲の延暦十九年官符に至って「鉦鼓長上（鉦鼓之師）」を置く。また、養老軍防令39軍団置鼓条では軍団への鼓、大・小角の配備と兵士への教習を定めるが、鉦は規定していない。鉦の使用は靈龜元年の元日の儀の史料に初めて顕れ、五衛府などの中央軍制への配備は養老五年である（『続日本紀』靈龜元年（七一五）正月甲申朔・養老五年（七二二）十二月辛丑条）。その後、天平四年（七三二）の節度使の体制下で山陰道に鉦が送られている（天平六年出雲国計会帳『大日本古文書』編年之一 五八六―六〇六頁）。こうした配備状況からみると、延暦十九年官符の位置付けは延暦当時の認識で、八世紀前半の征討軍にどれほど適用が可能かは一考を要す。

〈第一〇〇号〉



(21) × (6) 091
四四次一九b

◎第一〇一号木簡



病



(86) × (12) 091
四四次二〇

左辺は原形をとどめる。「病」は上の記載より左にずれて書かれている。上の記載の説明的な語句とみられる。

◎第一〇二号木簡

日野

(30) × (14) 091
四四次二一

木質・木目・筆致が第一三四号と類似。同一簡から取られた削屑の可能性がある。「日野」は地名や人名、品物などの名称か。

◎第一〇三号木簡

□右見

(60) × (14) 091
四四次二二

◎第一〇四号木簡

□男

(43) × (11) 091
四四次二三

◎第一〇五号木簡

□_[成カ]□



(77) × (11) 091
四四次二四

◎第一〇六号木簡

□足

(59) × (22) 091
四四次二五

右辺は原形をとどめる。

◎第一〇七号木簡

徒

(20) × (6) 091
四四次二六

◎第一〇八号木簡



(29) × (14) 091
四四次二七

◎第一〇九号木簡



横材
(13) × (72) 091
四四次二八

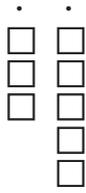
◎第一一〇号木簡



(97) × (16) 091
四四次五三

一字目は「長」の残画の可能性がある。

◎第一一一号木簡



(69) × (15) 081
四四次五四

上下両端折れ。左辺は原形をとどめる。右辺割れ。

◎第一一二号木簡



(33) × (4) 091
四四次五五

◎第一一三号木簡



(37) × (6) 091
四四次五六

◎第一一四号木簡



(37) × (9) 091
四四次五七

◎第一一五号木簡



(61) × (11) 091
四四次五八

◎第一一六号木簡



(56) × (13) 091
四四次五九

◎第一一七号木簡



(23) × (7) 091
四四次六〇

◎第一一八号木簡

木目や木質から同一簡から取られた削屑。第一一八号の左辺は原形をとどめる。第一一九号の下半は削り取られている。

〈第一一八号〉



(57) × (10) 091
四四次六一

〈第一一九号〉



(71) × (18) 091
四四次六五

〈第一二〇号〉



(33) × (9) 091
四四六六七

◎第一二一号木簡



(28) × (12) 091
四四六六一

◎第一二二号木簡



(49) × (10) 091
四四六六三

文字の左側は削り取られている。

◎第一二三号木簡



(46) × (15) 091
四四六六四

◎第一二四号木簡

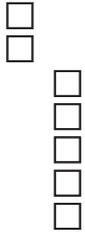


(44) × (10) 081
四四六六六

上下両端折れ。左右両辺割れ。裏面は二字目から右側の大半が削り取られている。

◎第一二五号木簡

〔廿カ〕



(107) × (16) 091
四四六六八

◎第一二六号木簡



(32) × (10) 091
四四六六九

◎第一二七号木簡



(35) × (22) 091
四四七〇〇

◎第一二八号木簡

〔件カ〕



(51) × (13) 091
四四七〇一

◎第一二九号木簡



(41) × (11) 091
四四七〇二

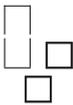
◎第一三〇号木簡

〔年カ〕



(36) × (22) 091
四四七〇三

◎第一三一号木簡



(41) × (10) 091
四四七〇四

下の字は「宗」、または「守」などの可能性がある。

◎第一三二号木簡



(31) × (13) 091
四四七五

◎第一三三号木簡



(22) × (9) 091
四四七六

◎第一三四号木簡



(25) × (12) 091
四四七七

木質・木目・筆致が第一〇二号と類似。同一簡から取られた削屑か。

◎第一三五号木簡

〔長兵カ〕



(22) × (12) 091
四四七八

◎第一三六号木簡



(29) × (12) 091
四四七九

文字は左半が削り取られている。

◎第一三七号木簡



(24) × (7) 091
四四八〇

「真」や「直」などの残画か。

◎第一三八号木簡



(19) × (7) 091
四四八一

◎第一三九号木簡



(40) × (6) 091
四四八二

◎第一四〇号木簡



(30) × (6) 081
四四八三

上下両端折れ。左右両辺割れ。

◎第一四一号木簡



(36) × (12) 081
四四八四

文字は右側が削り取られている。

◎第一四二号木簡



(17) × (8) 091
四四八五

◎第一四三号木簡



(23) × (16) 091
四四八六

◎第一四四号木簡



(31) × (8) 091
四四次八七

◎第一四五号木簡

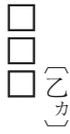


(42) × (8) 091
四四次八八

◎第一四六・一四七号木簡

木目や木質などから同一簡から取られたとみられる削屑。

〈第一四六号〉



(40) × (13) 091
四四次八九

〈第一四七号〉



(22) × (17) 091
四四次九〇

◎第一四八号木簡



(21) × (11) 091
四四次九一

◎第一四九号木簡



(35) × (12) 091
四四次九二

◎第一五〇号木簡



(58) × (13) 091
四四次九三

文字は左右が削られ、中央部が残る。

◎第一五一号木簡



(31) × (9) 091
四四次九四

一・三字目は残画が僅かに残る。二字目は左側が欠損。

◎第一五二号木簡



(50) × (18) 091
四四次九五

◎第一五三号木簡



(94) × (1) × 6 091
四四次九六

木簡側面の削屑。

◎第一五四号木簡



(35) × (13) 091
四四次九七

◎第一五五号木簡



(26) × (5) 081
四四次九八

◎第一五六号木簡



(31) × (9) 091
四四次九九

◎第一五七号木簡



(16) × (8) 091
四四次一〇〇

◎第一五八号木簡



(20) × (10) 091
四四次一〇一

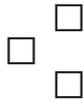
左辺は原形をとどめる。

◎第一五九号木簡



(52) × (10) 091
四四次一〇一一

◎第一六〇号木簡



(27) × (10) 091
四四次一〇三

◎第一六一号木簡



(22) × (12) 091
四四次一〇四

文字は右半分が削られている。

◎第一六二号木簡



(22) × (12) 091
四四次一〇五

◎第一六三号木簡



(34) × (14) 091
四四次一〇六

◎第一六四・一六五号木簡

木目や木質などから同一簡から取られたとみられる削屑。

〈第一六四号〉



(25) × (6) 091
四四次一〇七

〈第一六五号〉



(30) × (6) 091
四四次一〇八

◎第一六六号木簡



(103) × (1) × (3) 091
四四次一〇九

木簡側面の削屑。

◎第一六七号木簡



(34) × (11) 091
四四次一一〇

二字目は墨が極めて薄い。

◎第一六八号木簡



(44) × (9) 091
四四次一一一

◎第一六九・一七〇号木簡

木目や木質などから同一簡から取られたとみられる削屑。

〈第一六九号〉



(49) × (9) 091
四四次一一一

〈第一七〇号〉



(60) × (10) 091
四四次一一三

◎第一七一号木簡



(64) × (5) 091
四四次一一四

◎第一七二号木簡



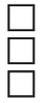
(24) × (7) 091
四四次一一五

◎第一七三号木簡



(32) × (8) 091
四四次一一六

◎第一七四号木簡



(31) × (5) 091
四四次一一七

◎第一七五号木簡



(29) × (5) 091

◎第一七六号木簡



(9) × (7) 091
四四次一一九

◎第一七七号木簡



(15) × (9) 091
四四次一二〇

◎第一七八号木簡



(23) × (14) 091
四四次一二一

◎第一七九号木簡



(42) × (8) 091
四四次一二二

◎第一八〇号木簡



(27) × (7) 091
四四次一二三

◎第一八一号木簡



(10) × (9) 091
四四次一二四

◎第一八二号木簡



(20) × (10) 091
四四次一二五

◎第一八三号木簡



(35) × (7) 091
四四次一三六

◎第一八四号木簡



(9) × (8) 091
四四次一三七

◎第一八五号木簡

〔大カ〕



(35) × (9) 091
四四次一三八

文字は右半分が削られている。

◎第一八六号木簡



(12) × (8) 091
四四次一二九

◎第一八七号木簡



(22) × (14) 091
四四次一三〇

◎第一八八号木簡



(24) × (9) 091
四四次一三一

文字は左半分が削られるとともに欠損する。

◎第一八九号木簡



(18) × (13) 091
四四次一三二

◎第一九〇号木簡

丈

(16) × (13) 091
四四次一三三

◎第一九一〜一九三号木簡

木目や木質、筆致からみて同一簡から取られた削屑。第一九一号の下に第一九二号が位置する可能性が高い。第一九三号の左辺は原形をとどめる。記載は人名。第一九一号は共伴した第一九五号からみて矢田部か。

〈第一九一号〉

〔田カ〕



(30) × (17) 091
四四次一三五

〈第一九二号〉



(28) × (16) 091
四四次一三五

〈第一九三号〉



(38) × (7) 091
四四次一三六

◎第一九四号木簡



榫目 (94) × (17) × (4) 081
四四次一三七・一三八

二片を接合。上下両端二次的折り。左辺二次的割り。右辺は割れで、割れ面が表面右半に及ぶ。裏面は割れた面を呈す。

◎第一九五号木簡

年×

矢…田部□麻□

〔奥カ〕〔呂カ〕

上(29)×(13) 下(64)×(15) 091
四四次一三九・一四〇

形状や木質、筆致、記載からみて上下に近接する。上下両端折れ。左辺割れ。右辺は原形をとどめる。人名と右下に年令を付す。

矢田部は『日本三代実録』貞観十二年(八七〇)十二月九日丙戌条の改賜姓記事、福島県郡山市清水台遺跡(安積郡衙跡)の文字瓦から安積郡に分布が知られる(郡山市教委二〇〇七)。兵士を馬庭の整備に充てた多賀城跡南面の市川橋遺跡第一二〇号木簡にも鳥取部、丈部、阿刀部、大伴(部)、占部などの氏族とともに記される(多賀城市教委二〇〇五)。市川橋遺跡の木簡の氏族は本簡と共伴した木簡や堆積土出土の木簡にみえる氏族とも類似する(註1)。また、鳥取部は第六・三七〇号木簡(『多賀城跡木簡I』一七頁、『本書』五六頁)に白河団や安積団会津郡の兵士がみられ、福島県中通り・会津地方に分布が知られる。矢田部も似た分布が考えられる(註2)。

註1 鳥取部(第八三・二七六号)。丈部(第八一・八六・八七・二七六・二七七・二八〇・二八四・三三〇号)。大伴部(第八二・二〇八・二九〇号)。占部(第七九号)。

註2 矢田部は秋田城跡第一六・八六・二〇六号木簡、払田柵跡第六二・六三号木簡にもみえる(『秋田城資料集II』小松二〇〇七・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所一九九七。秋田城跡第七三・一〇五号にも可能性があるか)。このうち秋田城跡の木簡は軍制関連のもので、置賜・最上・平鹿・田川の郡名を記す木簡と共伴している。置賜・最上の二郡は出羽国の建国以前には陸奥国に属し、置賜(優楷曇)郡には城柵もあった(『続日本紀』和銅五年(七一三)十月丁酉朔条。『日本書紀』持統三年正月丙辰条)。その頃の両郡には軍団の存在も推測される(今泉二〇〇五)。そうした背景と陸奥国側の状況からみると、矢田部

の分布は山形県置賜・最上地方にも広がり推測される。

◎第一九六号木簡



(56)×(10) 091
四四次一四一

右辺の一部が原形をとどめる。

◎第一九七号木簡

真麻□

(34)×(11) 091
四四次一四二

三字目は僅かに墨が残るのみ。人名と推測される。

◎第一九八号木簡



(39)×(14) 091
四四次一四三

◎第一九九号木簡



〔九日カ〕

(50)×(9) 091
四四次一四四

◎第二〇〇・二〇一号木簡

木質と木目、筆致からみて同一簡から取られた削屑。

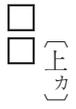
〈第二〇〇号〉



〔継カ〕

(19)×(7) 091
四四次一四五

〈第二〇一号〉



(16) × (10) 091
四四次一四六

◎第二〇二号木簡



(24) × (14) 091
四四次一四七

文字の上半は削られている。

◎第二〇三号木簡



(38) × (17) 091
四四次一四八

◎第二〇四号木簡



(73) × (16) 091
四四次一四九

文字は左右が削られ、中央部が残る。

◎第二〇五号木簡



(46) × (17) 091
四四次一五〇

◎第二〇六号木簡



(42) × (7) × 3 081
証目 四四次一五一

上下両端折れ。左右両辺割れ。

◎第二〇七号木簡



(28) × (11) 091
四四次一五二

◎第二〇八号木簡



(21) × (17) 091
四四次一五三

文字が左半分が削られている。

◎第二〇九号木簡



(19) × (17) 091
四四次一五四

上端は原形をとどめる。

◎第二一〇号木簡



(32) × (10) 091
四四次一五五

◎第二一一号木簡



(23) × (6) 091
四四次一五六

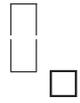
上端は原形をとどめる。

◎第二一二号木簡



(44) × (8) 091
四四次一五七

◎第二一三号木簡



(32) × (11) 091
四四次一五八

◎第二一四号木簡



(26) × (15) 091
四四次一五九

文字の左半分は削られている。

◎第二一五～二一六号木簡

木目や木質、筆致などからみて同一簡から取られた削屑。

〈第二一五号〉



(31) × (11) 091
四四次一六〇

〈第二一六号〉



(19) × (6) 091
四四次一六三

〈第二一七号〉



(34) × (11) 091
四四次一六四

二字目以下は右側の大部分が削られている。

◎第二一八号木簡



(30) × (20) 091
四四次一六一

人名の「宗何」と推測される文字がみえる削屑。二字目は大きく欠損する。同氏については第九三号を参照(二四頁)。

◎第二一九号木簡



(38) × (15) 091
四四次一六二

郡名を記す木簡の削屑。「郡」は筆が速く、字画が崩れ気味。上は偏の終筆が右上に跳ね上がり、隣の終筆が横に長く延びる文字で、陸奥国の郡でみると日理郡の「理」が妥当。上の字画も矛盾しない。

◎第二二〇号木簡



(44) × (11) 091
四四次一六五

◎第二二一号木簡



(25) × (6) 091
四四次一六六

◎第二二二号木簡



(28) × (11) 091
四四次一六七

◎第二二三号木簡



(24) × (9) 091
四四次一六八

文字は右下が削られている。

◎第二二四号木簡



(40) × (7) 091
四四次一六九

◎第二二五号木簡



(16) × (14) 091
四四次一七〇

◎第二二六号木簡

〔伴マカ〕
□

(20) × (9) 091
四四次一七一

人名を記載した木簡の削屑。残画は「伴」の旁と「マ」の字画で矛盾しない。第八二号(二三頁)との共伴から大伴部とみられる。

◎第二二七号木簡



(18) × (8) 091
四四次一七二

◎第二二八号木簡



(19) × (6) 091
四四次一七三

◎第二二九号木簡

〔君子カ〕
□

(53) × (12) 091
四四次一七四

人名を記載した木簡の削屑。「部」の旁以外は墨痕のみだが、上は君子の残画で矛盾しない。同氏については第八〇号を参照(二二頁)。

◎第二三〇号木簡



(37) × (7) 091
四四次一七五

「足」や「長」などの残画か。

◎第二三一号木簡



(22) × (13) 091
四四次一七六

◎第二三二号木簡



(16) × (10) 091
四四次一七七

◎第二三三号木簡

〔具カ〕
□

(36) × (13) 091
四四次一七八

上の字は数字か。「具」は道具や武具、衣類、調度品や乗用具などの単位にも使われる。兵士の戎具を定めた養老軍防令7備戎具条では鋏、判錐、斧、鑿、鉗、火鑽、手鋸などの道具、胡籙や脛巾などの武具・衣類にみえる。鞍や鐙、一揃いの征箭にも使われ、弩の例もある(註1)。

調度品や乗用具では斗帳や輿など(註2)、多賀城の漆紙文書でも机(桧)の用例がある(『多賀城漆紙文書』第二五号、『年報一九九一』第六〇次二号)。

註1 鞍・鐙(『延喜式』卷四八左右馬寮式 造走馬鞍一具料条など)。征箭(『同』卷二八兵部省式 諸国器杖条、『同』卷四九兵庫寮式 御弓条など)。弩(『日本三代実録』元慶五年(八八一)四月廿五日壬寅条)。
註2 『延喜式』卷一七内匠寮式 御帳・御輿条など。

◎第二三四号木簡



(61) × (11) 091
四四次一七九

左辺は原形をとどめる。文字は右側が大きく欠損する。三字目は人偏で「仲」や「使」などの文字か。

◎第二三五号木簡



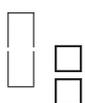
(20) × (6) 091
四四次一八〇

◎第二三六号木簡



(21) × (13) 091
四四次一八一

◎第二三七号木簡



(24) × (11) 091
四四次一八二

二行目は左側の大部分が欠損。

◎第二三八号木簡



(28) × (12) 091
四四次一八三

◎第二三九〜二四五号木簡

木目や木質、筆致などからみて同一簡から取られた削屑。

〈第二三九号〉



(46) × (23) 091
四四次一八四

〈第二四〇号〉



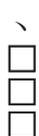
(38) × (16) 091
四四次一八五

〈第二四一号〉



(35) × (29) 091
四四次一八六

〈第二四二号〉



(56) × (17) 091
四四次一八七

〈第二四三号〉



(31) × (13) 091
四四次一九四

〈第二四四号〉



(55) × (30) 091
四四次一〇四

〈第二四五号〉



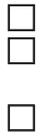
(56) × (17) 091
四四次一七

◎第二四六号木簡



(17) × (3) 091
四四次一八八

◎第二四七号木簡



(36) × (9) 091
四四次一八九

◎第二四八号木簡



(25) × (5) 091
四四次一九〇

◎第二四九号木簡



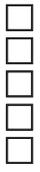
(27) × (14) 091
四四次一九一

◎第二五〇号木簡



(47) × (8) 091
四四次一九二

◎第二五一号木簡



(54) × (8) 091
四四次一九三

◎第二五二・二五三号木簡

木目や木質、筆致などからみて同一簡から取られたとみられる削

屑。左辺は原形をとどめる。上下関係は不詳。

〈第二五二号〉



(17) × (10) 091
四四次一九五

〈第二五三号〉



(15) × (12) 091
四四次一〇一

◎第二五四号木簡



(17) × (12) 091
四四次一九六

◎第二五五号木簡



(19) × (9) 091
四四次一九七

◎第二五六号木簡



(19) × (8) 091
四四次一九八

◎第二五七号木簡



(11) × (6) 091
四四次一九九

◎第二五八号木簡



(23) × (10) 091
四四次一〇〇

◎第二五九号木簡
□

(25) × (5) 091
四四次一〇一

◎第二六〇号木簡
□
□
□

(36) × (10) 091
四四次一〇一一

◎第二六一号木簡
□

(41) × (15) 091
四四次一〇三二

◎第二六二号木簡
□

(15) × (9) 091
四四次一〇五

◎第二六三号木簡
□

(16) × (5) 091
四四次一〇六

◎第二六四号木簡
□

(18) × (5) 091
四四次一〇七

◎第二六五号木簡
□

(9) × (10) 091
四四次一〇八

◎第二六六号木簡
□

(13) × (9) 091
四四次一〇九

◎第二六七号木簡
□

(27) × (8) 091
四四次一一〇

◎第二六八号木簡
□

(14) × (13) 091
四四次一一一

◎第二六九号木簡
□

(9) × (6) 091
四四次一一二

◎第二七〇号木簡
□

(30) × (9) 091
四四次一一四

◎第二七一号木簡
□
□

(28) × (13) 091
四四次一一五

◎第二七二号木簡
□

(23) × (9) 091
四四次一一六

◎第二七三号木簡
□
□

(91) × 3 × 3 065
四四次一一〇

木簡を二次的に縦に割り、右辺から削って下端を尖らした用途未詳

の製品。上端折れ。右辺上半と左辺は二次的割り。墨は僅かに残るのみで、異筆は薄い。

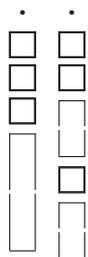
◎第二七四号木簡



1.35 × (A) × 6.065
四四次二二二

角棒状に二次加工されている。二次的に上下両端と右辺は削り、左辺は割りのままか。二次加工前の木簡の内容は不明。異筆は墨が薄い。

◎第二七五号木簡



(151) × 1.6 × 5.081
四四次二二三

上端折れ。下端と左右両辺削り。

SD一四一三A暗渠跡堆積土出土木簡(木簡図版9) 13)

◎第二七六号木簡



・ 『丈』 取
文部大麻呂 年廿九左類黒子
陽日郷川合里 鳥 文部文部』

・ 『鳥取部丈』 (註一)
鳥鳥鳥鳥鳥鳥鳥取部丈部鳥 (209) × (20) × 7.015
丈丈 鳥 杖目 四四次二九

○一五型式の木簡としての使用後に余白と裏面に習書をし、さらに二次的に加工した木簡(註2)。上下両端折れ。上端は両側面から穿った孔の部分で折れる。穿穴は左右で若干ずれる。焦げた痕跡はない。左右両辺は二次的に左辺上半が削り、下半は下端中央に向けて割ったままの状態。右辺は割りの後に上端付近の表面寄りを少し削る。一次文書が中央に大きく残る点から二次加工は僅かとみられる。両辺の大半は割りのまま未調整で、形状も非対称。未製品状態での廃棄か。

一次文書は丈部大万呂の情報を書き個人簡である。姓名とその下に割註で年令と身体の特徴を右側、本貫を左側に記す。裏面は未使用。型式と合わせて考選木簡のように他の個人簡と紐を通して連ねて使用されたもので、その形態から紙の歴名文書の作成も想定される(佐藤一九八四)。ただし、身体註記がある点で考選木簡とは内容が異なり、用途は別と考えられる。籍帳(第二八二号)や軍制上(第二七七〜二七九号)の木簡との共伴から、それらの管理や帳簿作成での使用が推測される。同筆の可能性が高い(註3)が、第二七七号が兵士数を記すことから後者の可能性が高い(註3)。

なお、一次文書は本貫地の記載からみて郷里制下の文書。陽日郷は『和名類聚抄』や『日本紀略』にみえる陽日駅、陽日温泉神の記載(高山寺本『和名類聚抄』卷十道路具 第一四三。『日本紀略』寛平九年(八九七)九月七日己卯条)から安積郡に所属する郷とみられる。

習書は一次文書と同じ筆跡で(註4)、丈部と鳥取部の姓を習書する。筆跡と文字が後掲の第二七七号の習書と類似する。材や一次文書の内容は異なるが、同筆の可能性が高い(註5)。丈部は陸奥国でも多い氏族。鳥取部は史料上は陸奥国にみえないが、第六・三七〇号に白河団や安積団会津郡の兵士がみえ、南面の市川橋遺跡第一二〇号木簡でも兵士

として安積郡在住の矢田部と一緒に記される(三四頁参照)。福島県中通り・会津地方に分布する氏族。一次文書の丈部大万呂の本貫も安積郡である。

註1 型式は二次加工を踏まえれば〇六五、または〇八一とすべきだが、ここでは元の木簡の機能を重視して〇一五とした。

註2 『年報一九八三』第四一図では右側面に習書『取』の旁を示したが、再観察の結果、二次的な割りの際に生じた段と木の繊維の露出による凹凸とみられる。左辺上半の「部」と「丈」、右辺上半の「丈」や「麻」などの他の文字でも墨は側面に及ばない。年報の図を訂正し、記載と二次加工の関係は本文のようにみた。

註3 用途を考えるうえで身体・本貫註記、第二七七号との関係が注意される。身体註記は個人の特定に有益な記載で徴税・徴発で大きな役割を果たす。その記載から本簡と他の同種の木簡を連ねた文書は負担を課した人の帳簿とみられる。また、本貫註記に注目すると郷の枠を越える負担者の列記が考えられ、籍帳に記載された人の一部、特定の人に課せられた負担とみられる。その場合、物的な負担よりは丈部大万呂の性別・年令からみると兵役や臨時的な力役への差発が推測される。特に本簡と同筆の可能性があると第二七七号の前筆が兵士数を記す点からすれば兵役の可能性が強い。なお、本簡と第二七七号の習書の鳥取部は本文で記すとおり福島県中通り・会津地方の兵士として散見する。大麻呂の本貫も安積郡である。

註4 習書には簡略化もみられるが、丈・部で比べると丈は三画目に特徴がある。筆が左から右に横に入り、少し引いてから右斜め下に降ろして、上がり加減で右に払う。表の丈すべてに共通する特徴で、裏でも下から三字目が同様。部は一画目が横引き、三・四画目が横方向に入って「状」の運筆、五画目が左から長い特徴が共通する。

註5 表の下から三字目の「部」と第二七七号の「部」、裏の一字目の「鳥」と第二七七号の二・三字目の「鳥」などがよく似ている。

◎第二七七号木簡

・×人 兵士五百七十
・『鳥鳥鳥丈部』

89×17×6 0.65
柁目 四四三〇

使用後に二次加工されている。上下両端二次的削り。表裏両面から削って山形の断面形をなす。右辺二次的削り。左辺は原形を残す削りか。二次加工による用途は未詳。さらに最終的に上下両端から削りが入る。表は兵士数などを記す文書。裏は異筆の習書で筆跡と文字が前掲第二七六号と類似し、同筆の可能性が高い。『鳥』は鳥取部の『鳥』か。

◎第二七八号木簡



(34) × (20) 0.91
四四三二

健児がみえる小さい削屑。木目に沿った薄い異筆があり、「健児替□」は濃い墨で木目に対して斜めに小さく記される(一字7mm前後)。そのあり方と「替」の語意から異筆部分に関する異動の追記とみられる。

健児は神亀二年(七二五)近江国志何郡計帳の大友但波史族吉備麻呂の註記を初見とするが、天平四年(七三二)の節度使による軍備増強策の一環として拡大整備され(北一九八四)、陸奥国では翌五年に兵士三百人を充てている(註1)。この健児は同十年(七三八)の東海・東山・山陰・山陽・西海道諸国の健児の停止で廃され、その後、延暦十一年(七九二)の全国的な設置では陸奥国は対象外とされたが、大同五年(八一〇)までには復置された(註2)。本簡の健児は郷里制下の第二七六

号との共伴から天平期の健児で、天平五年の史料と直接関わる可能性がある（『青森県史』）。

註1 『大日本古文書』編年之一 三三二～三三三頁。『類聚三代格』卷一八大同五年五月十一日太政官符。

註2 『続日本紀』天平十年五月庚午条。『類聚三代格』卷一八延暦十一年六月十四日太政官符、及び註1太政官符。なお、復置の時期は大同元年（八〇六）頃とみられている（鈴木一九九八）。

◎第二七九号木簡

『廿』
〔二カ〕

(22) × (18) 091
四四次三二

厄弱替

大きさ二〇mm程の削屑。「厄弱替」は薄い異筆の左脇に濃く細い筆で小さく記されており（一字八mm前後）、「替」の語意と合わせて異筆部分に関する異動の追記とみられる。「厄弱」は養老軍防令37兵衛考満条や延喜兵部省式衛士相替条にある語句で身体の弱い者を指し、兵制に関わる異動が考えられる。異筆は年令と推測され、一字目は「年」の残画か。

◎第二八〇・二八一号木簡

木目や木質、筆致からみて同一簡から取られた削屑。第二八〇号は文部の氏名の連記が推定される。第二八一号はその左下に位置するか。

（第二八〇号）

文部

□
〔二カ〕

(27) × (14) 091
四四次三三a

（第二八一号）

部

(18) × (14) 091
四四次三三b

◎第二八二号木簡

緑子
□
〔一カ〕

(34) × (20) 091
四四次三四

〔廢カ〕

年令区分や障害・病疾の程度を示す記載のある木簡の削屑。三歳以下の子供を大宝令では緑と称し、養老戸令6三歳以下条では黄と定める。緑子、緑児は男子で、緑子の用例は養老五年（七二二）籍以前にはみえない（平川一九九三）。二行目の上の字は「廢」の残画。下は僅かな墨痕だが、上の字と緑子の語句から類推して「疾」の墨痕とみるのが自然。養老戸令7目盲条では障害・病疾を持つ者を程度に応じて軽い順に残疾、廢疾、篤疾の三段階に区分する。廢疾はその二番目。

◎第二八三号木簡

丈

(14) × (9) 091
四四次三五

人名の丈部の一部か。

◎第二八四号木簡

□
〔マカ〕

(105) × (23) 091
四四次三八

丈部立万呂

人名を連記していたとみられる木簡から取られた削屑。

◎第二八五号木簡

□郷大□× (28) × (12) 091
四四三九

郷里名が記されていたとみられる木簡の削屑。一字目の残画は之繞。陸奥国で二字目が之繞の郷名は信夫郡伊達郷、菊多郡河辺郷、石城郡玉造郷、玉造郡玉造郷がある。

◎第二八六号木簡

(小カ) □川郷□ (29) × (6) × (4) 081
榎目 四四四四〇

郷名を記す木簡の断簡。上下両端折れ。左右両辺割れ。裏は斜めに割れた面で原形は不詳。小川郷は陸奥国では安積郡にみえる。また『和名類聚抄』に記載はないが、多賀城跡南面の市川橋遺跡第五三号木簡に「伊具郡小川里公□□」と記す荷札があり(註1)、伊具郡にも存在が確認される。第二七六号との共伴から安積郡小川郷の可能性が高いか。

註1 多賀城市教委二〇〇五。「公」の下の文字は「靡」の可能性が指摘されている。

◎第二八七号木簡

(里カ) □ (36) × (11) 091
四四四四一

行政単位の里か。

◎第二八八号木簡

(里カ) □ (55) × (3) × 6 081
榎目 四四四四二

上下両端折れ。左右両辺割れ。行政単位の里か。

◎第二八九号木簡

□目□ (22) × (24) 091
四四四四三

◎第二九〇・二九一号木簡

木質・筆致などから同一簡から取られた削屑。筆致は異なるが、第二九二〜二九四号と木質が似ており、共通する文字もある。それらと同じ木材納入関係の実務で使われたものとみられる。第二九〇号の「×長」は納入に関わる職名、第二九一号の一行目の「□」は数字が類推される。

〈第二九〇号〉

(伴マカ) ×長大□□金万呂 (109) × (25) 091
四四四三六

〈第二九一号〉

遺□ (64) × (16) 091
四四四三七

◎第二九二号木簡

(甘村合カ) (村カ) (132) × (12) 091
四四四四四
遺百五十

後続の第二九三号と同じ木材納入に関わる木簡の削屑。左辺は原形をとどめる。文字の右半は欠損するが、第二九三号から類推して納入された木材の数量と合計、及び未納数の記載とみられる。

◎第二九三・二九四号木簡

木質・筆致などからみて同一簡から取られた木簡の削屑。第二九三号にみえる「村」は建築・造作用の木材で使われる単位。平城宮・京、長岡京出土木簡等に例がある(註1)。前句までの木材の納入数と未納数が記されており、帳簿様の木簡として木材納入関係の実務で使われていたとみられる。納入・未納数の合計は最低でも五八〇村。「保木」は管見では例が見出せない。語義からみると支持的な用途に供される木材か。第二九四号の下の字は「遺」の残画と推定される。

〈第二九三号〉

〔保カ〕

□木三百八十村前句遺二百□

〔九カ〕

□

(173) × (17) 091
四四四五 a

〈第二九四号〉

□□

(64) × (14) 091
四四四五 b

註1 『平城宮木簡三二二八七八。平城京跡左京七条一坊一六坪出土木簡(『木簡研究』第一七号一九頁)。長岡京出土木簡(『木簡研究』第二四号二五頁)。

◎第二九五・二九六号木簡

木目と木質、筆致などからみて同一簡から取られた削屑。第二九五号では上に日付、または日数を記す。下の数値の意味は不詳。

〈第二九五号〉

〔百カ〕

廿一日二□

(32) × (21) 091
四四四七 a

〈第二九六号〉

□

(27) × (14) 091
四四四七 b

◎第二九七号木簡

□

〔廿四〕

横材 (34) × (14) 091
四四四八

◎第二九八号木簡

□□□

□

(80) × (17) × 2 081
榎目 四四四六

上端折り。下端折れ。左辺割り。右辺割れ。表裏両面とも腐食が激しい。表面一字目は舟偏。裏面の墨は極めて薄い。

◎第二九九号木簡

音入□

(35) × (18) 091
四四四九

◎第三〇〇号木簡

□等□

(34) × (9) 091
四四四五〇

◎第三〇一号木簡

女

(31) × (16) 091
四四次五一

◎第三〇二号木簡

〔万カ〕
□

(12) × (8) 091
四四次五二

他に「成」、「城」の残画の可能性もある。

◎第三〇三号木簡

□

(38) × (12) 091
四四次二五

下端と左辺は原形をとどめる。

◎第三〇四号木簡

〔万カ〕
□ 呂

(29) × (7) 091
四四次二六

◎第三〇五号木簡

□ □

(27) × (17) 091
四四次二七

上の字は右上が削られている。

◎第三〇六号木簡

□ □

(30) × (11) 091
四四次二八

◎第三〇七号木簡

長

(18) × (8) 091
四四次二九

◎第三〇八号木簡

□

(26) × (10) 091
四四次三〇

◎第三〇九号木簡

□ □

(30) × (10) 091
四四次三一

一字目は上部に僅かに墨が残る。二字目以下は左半が削られている。

◎第三一〇号木簡

□

(23) × (7) 091
四四次三二

◎第三一一号木簡

□

(16) × (7) 091
四四次三三

◎第三一二号木簡

□

(46) × (24) 091
四四次三四

文字の上半は削り取られている。

◎第三一三号木簡

□ □

(111) × (17) × 2 081
榎目 四四次三五

◎第三一四号木簡

〔万呂カ〕
 (133) × 7 × 5 065
 板目 四四次三三六

人名が記された木簡を二次加工した製品。用途は未詳。上端折れ。下端は二次的切断後に削り。左辺は二次的削りで上に向けて幅を狭める。右辺は二次的に割ったままの状態。その割りで文字の右半分が欠損。

◎第三一五号木簡

〔、カ〕〔何カ〕
 宗
 (51) × (19) 091
 四四次三三七

人名を記す木簡の削屑。二行目は左半が欠損。三行目は左隅に僅かに墨がある。異筆部分は墨が濃い。一行目は第九三号(二四頁)の「、宗何」に類似。次行の「□」も合点の可能性がある。木目や木質、「何」の筆法に少し違いが感じられるが、木目と木質は削った場所や厚さによる見え方の違いか。同一簡、または同じ実務での使用が推測される。

◎第三一六号木簡

〔丈丈マカ〕
 (44) × (15) 091
 四四次三三八

人名を習書したとみられる木簡の削屑。右辺は一部原形をとどめる。全体的に文字の中軸部分が残る、右側は削られ、左側は欠損する。

◎第三一七号木簡

長
 (13) × (18) 091
 四四次三三九

◎第三一八号木簡

〔
 (35) × (23) 091
 四四次二四〇

◎第三一九号木簡

〔
 (33) × (15) 091
 四四次二四一

右行二字目の偏は示偏か。他の文字は大きく欠損。

◎第三二〇号木簡

〔謹カ〕
 〔解カ〕
 解申六月十日主帳
 (239) × 22 × 7 019
 板目 四四次二二四

解文の断簡とみられるが、腐食が激しく墨の残りも不良。上端折れ。下端削り。左右両辺削り。表は解の内容部分とみられるが、判読困難。異筆は天地を逆に記す。裏は書止め文言、日付、職名などが残る。職名は郡司か軍団の主帳。所属の郡・軍団は不明。その下は署名とみられるが、字配りがやや不自然。三・四字目には「丈部」の可能性がある。

◎第三二一号木簡

〔
 (20) × (14) 091
 四四次二四二

◎第三二二号木簡

□ □ □ □ □
(34) × (15) 091
四四次二四三

◎第三二三号木簡

□ □ □ □ □
(23) × (13) 091
四四次二四四

文字は手偏か。

◎第三二四号木簡

□ □ □ □ □
(10) × (15) 091
四四次二四五

◎第三二五号木簡

右 □ □ □ □ □
(三人カ)
(24) × (4) 091
四四次二四六

文字は右半が欠損。四mm程の小さい文字による註記的な文言。

◎第三二六号木簡

× 部 □ □ □ □ □
(麻カ)
(27) × (12) 091
四四次二四七

人名を記す木簡の削屑で「部」以下三文字の墨が残る。二・三文字目は欠損するが、三文字目は「麻」の残画で矛盾しない。

◎第三二七号木簡

□ 麻 □ □ □ □ □
(呂カ)
(24) × (12) 091
四四次二四八

人名を記す木簡の削屑。欠損が大きい。男性名の末尾が判読可能。

◎第三二八号木簡

□ □ □ □ □
(30) × (11) 091
四四次二四九

◎第三二九号木簡

□ □ □ □ □
(19) × (20) 091
四四次二五〇

◎第三三〇号木簡

□ □ □ □ □
(22) × (13) 091
四四次二五一

文字は右半分が削られている。

◎第三三一・三三二号木簡

木質や筆致から同一簡から取られた削屑。ともに二筆程度の墨が残る。

〈第三三一号〉

□ □ □ □ □
(37) × (7) 091
四四次二五二

〈第三三二号〉

□ □ □ □ □
(20) × (7) 091
四四次二五三

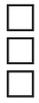
◎第三三三号木簡

□ □ □ □ □
(23) × (8) 091
四四次二五四

◎第三三四号木簡

□ □ □ □ □
(45) × (9) 091
四四次二五五

◎第三三五号木簡



(45) × (12) 091
四四次二五六

文字の左半が僅かに残る。

◎第三三六号木簡



(49) × (15) 091
四四次二五七

文字の左側が大きく削られている。

◎第三三七号木簡



(31) × (9) 091
四四次二五八

文字の左半が欠損。

◎第三三八号木簡



(23) × (8) 091
四四次二五九

◎第三三九号木簡



(26) × (6) 091
四四次二六〇

◎第三四〇号木簡



(30) × (9) 091
四四次二六一

文字の右側が大きく削られている。

◎第三四一号木簡



(17) × (9) 091
四四次二六一

◎第三四二号木簡



(20) × (8) 091
四四次二六三

◎第三四三号木簡



(18) × (9) 091
四四次二六四

◎第三四四号木簡



(17) × (7) 091
四四次二六五

◎第三四五号木簡



(10) × (6) 091
四四次二六六

◎第三四六・三四七号木簡

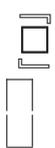
木目と木質などから同一簡から取られたとみられる削屑。墨が濃い文字と薄くて太い筆の異筆がある。第三四六号の異筆は金偏か。

〈第三四六号〉



(29) × (9) 091
四四次二六七

〈第三四七号〉



(21) × (7) 091
四四次二六八

◎第三四八号木簡



(19) × (7) 091
四四次二六九

下の字は「名」や「君」、君偏の文字の可能性がある。

◎第三四九号木簡



(9) × (8) 091
四四次二七〇

◎第三五〇号木簡



(11) × (16) 091
四四次二七一

文字右側の墨が一部残る。

◎第三五一号木簡



(11) × (9) 091
四四次二七二

◎第三五二号木簡



(8) × (6) 091
四四次二七三

◎第三五三号木簡



(13) × (15) 091
四四次二七四

◎第三五四号木簡



(32) × (8) 091
四四次二七五

◎第三五五号木簡



(24) × (4) 091
四四次二七六

◎第三五六号木簡



(39) × (7) 091
四四次二七七

文字右側の墨が一部残る。

◎第三五七・三五八号木簡

木目や木質からみて同一簡とみられる削屑。ともに僅かに墨が残る。

〈第三五七号〉



(30) × (8) 091
四四次二七八

〈第三五八号〉



(36) × (17) 091
四四次二七九

◎第三五九号木簡



(34) × (3) × 5 081
板目 四四次二八〇

上下両端折れ。左右両辺割れ。

◎第三六〇号木簡



(30) × (5) 091
四四次二八一

は第三六三号からみて「人」の末筆。

裏は残りが悪いが、やや左下がりの横刻界線が一本、腐食部を挟んで首部が確認可能。腐食部から上は日付で、界線を跨いで記す。界線は表面の下の界線に対応する機能が考えられる。日付の月は第三六三号の「九月下旬」との連続性からみて十月以降。腐食部の下は番長以下の記載で職名は軍団の大毅。「毅」は主に左側下部が残る。

〈第三六三号〉

・ < (八日 三カ)

× □ □ □ 人番長旅 ×
物部真事百五十 ×

・ < (九カ)

下旬一人番長火長

□ □ □ □ (足カ)

□ × × □ × × □ □ □ □ (百カ) (東カ)

140 × 35 × 15 032
板目 四七次二

表の面のみで第三六二号が右側、第三六五号が下に近接する。表は第三六二号からの二本の界線と首部の記載、それから内訳が続く。

首部は上の文字ほど右辺に切られており、日付から職名までがみえる。「番長」は分番制による勤務に応じた番別の責任者。「旅 ×」は第三六二～三六四号で番長の下に軍団の大毅、兵士十人を統べる火長を記すことから兵士百人を統べる旅帥とみられる(註1)。軍団の職名が下に続くこれらの「番長」は兵士の分番勤務に応じた番別の責任者と位置づけられる。内訳は下の界線から書き出す。「百五十」の数字の下には第三六五号で「東」が続くことから稲の数量と判断される。

裏は第三六二号へ続く界線一本と記載を二行確認できる。一行目は

首部の日付から某(人名)までの記載で第三六五号へ続く。某は判読できない。二行目は内訳の記載。残りが悪いが「百」と「東」の間の残画は「五十」で矛盾しない。表と同じの数量が推定される。

註1 養老職員令79軍団条、軍防令1軍団大毅条・5兵士為火条。

〈第三六四号〉

× 一人番長火長物部荒 □ □ <

140 × 35 × 15 032
板目 四七次三

やや左上がりの横刻界線一本と記載が二行ある。一行目は首部の人数から某までの記載。二行目は主体が左辺より左側で内容は不明。また、界線の用途も本簡では不明。

〈第三六五号〉

・ □ × × 麻呂 <

東

在 □

(百五カ)

□ □ □ □ × <

139 × 36 × 14 032
板目 四七次四

第三六三号の下に近接する。表裏両面とも横刻界線二本と記載を二行確認できる。表面は第三六三号から続く首部と内訳。首部は某(人名)の部分で旅帥の氏名、内訳は数量の単位で「東」。その下は界線を越えて墨痕が少し確認できるのみである。界線はその記載に伴うものか。やや左上がりで間隔は二〇mm。

裏面は二行目が第三六三号の首部の末尾にあたる。「在 □」は番長の

概要と書式・形態 本簡は上番兵士に関わる木簡で、記載からみて出挙稲の収納に伴う帳簿の可能性が推定される。兵士の分番勤務が実態として捉えられるとともに兵士と出挙との関連を窺われる。

記載は首部と内訳を単位として日付順に列記する。内訳は対象者が複数なら二段以上で記す。また、各記載は先の鋭い工具で引いた横刻界線、もしくは上端(裏)に揃えて書き出しており、体裁が比較的整っている。

日付	人数	番長	職名	某 (註記)
-----	某	数量		
-----				某
				数量

界線は表で四本、裏で三本確認できる。裏面は端部の二次加工で日付の上の界線の有無が不明。上端で書き出しを揃えていた可能性もある。また、表の界線はやや左上がり、裏はやや左下がりである。第三六四・三六六号では前者が左上がり、後者が左下がり、同一材なら第三六四号は表、第三六六号は裏の記載。界線の間隔は上端から表が約三四・二六・一五四・二〇・四六mm、裏が一八・一四九・二一・九四mmである。

文字は一〇mm前後の大きさに全体に角張った書体。また「人」「美」字に観察されるように右払いが長い。「部」や「番長火長」などの書き方からいずれも同筆と判断される。なお、行間距離は心々で二三mm前後。

本簡の大きさは近接する三点で長さが二八〇mm前後、幅が七〇mm前後である。その長さと各簡の長さが一四〇mm前後でほぼ均一なことか

らすると、〇三二型式への二次加工は長さ二八〇mm前後の木簡を中央で横に切り、次に三四mm前後の幅で縦割りにしたとみられる(今泉一九九八)。さらに、内訳二段目の記載の余地が狭い点に注目すると(註1)、先行するもう一工程があり、最初に長さ五六〇mm前後の木簡を中央で横に切っている可能性がある。その場合、内訳は三段の記載が可能となる。三段の記載に必要な長さは、一段目の界線の間隔から推定すると表が五六八mm、裏が五〇四mmで、五六〇mmと推定される木簡と比較的手頃である(註2)。

幅は裏の内容から左右に最低一行の記載があるのは確実で、余白もみれば行間距離から各々四六mm前後を加えられる(計一六二mm前後)。それ以上は不明だが、本簡は縦材であり、幅は木の太さに規制される。最大でも長さは超えないと思われる。

内容 首部は日付、対象とした人数、番長の職・氏名などからなる記載。日付の月は九・十月で出挙稲の収納時期にあたる晩秋である。月の次は十日単位の「旬」で示され、必ずしも日にちは記さない。「旬」は「分結六番。以旬相代。」(『類聚三代格』卷一八弘仁六年(八一五)八月二三日太政官符)という兵士の勤務形態と一致する。なお、日にちを記す場合もあるのは本簡が収納等の行為に直接使われたものであることを示すか。

人数は内訳に記された人の集計。一・三人程度の少数である。なお、稲の数量集計はないが、内訳にみえる数量には一律性(百五十束)があり、単位ごとの人数も少数である。計算が容易なため省略が考えられる。その点も本簡の直接的な使用を窺わせる。

番長は分番制による勤務に応じた番別の責任者。下に軍団の大毅、旅帥、火長の職・氏名が続くことから軍団兵士の分番勤務に伴う番別の長と位置付けられる。通常、兵士千人を擁する軍団の組織は長・次官の

大毅一人と小毅二人、事務官の主帳一人を置き、他に兵士二百人につき校尉五人、百人につき旅帥十人、五十人につき隊正二十人を置く。また、兵士は十人単位の火に編成され、それぞれ火長に統べられた(註3)。

一方、その基本的な組織に基づいて陸奥国の場合、兵士の分番勤務は千人を六分した六番制では一番につき一六〇(一七〇)人が十日交替で国府・城柵に年間六十日勤務する。そうした実際の勤務体制に応じた番別の責任者は容易に想定されることで、それが本簡の番長にあたるのは下に続く軍団の組織上の職名と「旬」による日付で明確である。本簡の記載には実際の勤務体制上の責任者の実在とその呼称、兵士の分番勤務の一端がみえる。本簡の時点で多賀城には番長が兵士を率いて十日交替で勤務し、番長には大毅、旅帥、火長などがあたっていた(註4)。

ところで、番長以下の記載は《番長+職名+某(+註記)》からなり、内訳の《某+数量》の記載とは構成が異なる。番長には稲の数量表記がなく、また、居場所が注されたとみられる者もいる。このことは番長自身は数量とは直接的な関係がなく、その記載は内訳に記された人が属する番の長、すなわち所属長の明示であり、それによって内訳に記された個人を把握するためのものと思われる。

内訳は氏名と数量の個別記載。一人目は首部記載の一つ下の界線、二人目はさらに下で平行する界線のうち下の界線から書き出す。記載された人は首部の番長記載からみて兵士以外にはない。また、人数の少なさや裏の二、四行目の記載からみて上番兵士全員ではなく、特定の者を対象としている。数量は一律的に百五十束である。

性格と年代 内訳に記す数量は稲であり、百五十束は百束の一・五倍である。首部の日付は晩秋で出挙稲の収納時期にあたり、内訳に記す兵士の所属長が明示される。そのあり方から、本簡は上番兵士に対

する出挙稲の収納に関わる帳簿様本簡と推測される。分番勤務に応じて春頃の上番で貸付け、秋頃の上番で収納する形態か。貸付け・収納時には本簡のような番長明示の帳簿を作成して所属を把握し、運営を管理していたことが推測される(註5)。比較的整った体裁からみると、本簡から紙の帳簿の作成、貸付け時の帳簿との照合も予想し難くはない。また、一律な数量も留意される。百五十束という数量は一人あたりとしては多めと思われる(註6)。兵士個人への出挙以外に一定量の出挙を特定の兵士に請け負わせような形態なども推測されるか(註7)。

年代に関しては旬や大伴部の記載、出挙の利率が注意される。旬の記載は十日交替に基づく表記だが、それは六番制による年間六十日勤務の場合であり、陸奥国兵士の分番制は承和十年(八四三)に八番制に変更されている(『続日本後紀』承和十年四月丁丑条)。八番制となれば勤務数は年間四五日となるので十日交替では不都合であり、改変が考えられるところである。したがって、下限が承和十年に推定されないこともない。また、陸奥・出羽国の出挙利率は弘仁元年(承和十一年(八一〇)～八四四)の間に五割から三割に下げられている(註8)。百五十束が利率五割の出挙の収納稲なら下限はやはり同じ頃となる。他に大伴部の読みが適正であれば、大伴部は弘仁十四年(八二三)に伴への改姓がみられる(『日本紀略』弘仁一四年四月壬子条)。いずれも明証には欠けるが、八世紀末頃という遺構の上限も踏まえて九世紀前葉頃を中心とした年代が推定される。

註1 表は一段目の一五四mmに対し二段目が四六mm。裏では一四九mmに対し九四mm。

註2 表は上端から三四+二六+一五四+二〇(一五四+二六+一五四)で五六八mm。裏は一八+一四九+二一(一四九+一八+一四九)で五〇四mm。

註3 養老職員令79軍団条、軍防令1軍団大毅条・5兵士為火条。

註4 各番の兵士数(一六〇～一七〇人)からすれば旅帥以上があたるのが適当と思われるが、四名中二名は最下級の火長である。このことは日常的な兵士の分番上下に伴う取り纏めには比較的下級の者があたり、軍団の上位職員はより重要な職務についていたことを窺わせる。陸奥国の軍団の最重要任務は城柵の防守にあり、『類聚三代格』卷一五大同四年(八〇九)五月一日太政官符によると軍団幹部の軍毅・主帳は城柵に常駐して機急に備えていた。本簡で火長が番長をしているのはそうした実状を背景とするものか。

註5 なお、本簡の兵士等の所属軍団は不明である。番長に軍団名を記さないことから表・裏の面ごとの軍団は共通で、冒頭での表示などが推測される。また、表面の十月上旬の番長は旅帥だが、裏面で九月下旬に続く十月上旬と思われる時の番長は大毅であり、同一人物ではない。表・裏面では軍団や年次が異なる可能性がある。

註6 茨城県石岡市鹿の子C遺跡の出挙帳とみられる漆紙文書では男性一人の数量は貸付け時で四〇～七〇束、平均では五五束で(茨城県教育財団一九八三)、収納時に換算すれば六〇～一〇五束、平均では八二・五束である。

◎第三七〇号木簡

(異筆 a)

『柱十伎長各六尺間度卅伎長各二尺六寸』 『等申申』

(異筆 b)

『度見』安積団解 〇〇番〇〇事

(異筆 a)

畢番度玉前割還本土安積団会津郡番度還『長押十六伎

楯十六束』

『法師 法師 法師 法師 法師』

〔畢カ〕

〔兵カ〕

〔女楯管〕

〔女楯管〕

〔師カ〕



540 × 37 × 5 0.11
框目 四七次九

◎第三六九号木簡

青皮二枚

(183) × (63) × 10 0.19

框目 四七次八

上端折れ。下端削り。左右両辺割れ。一五～二〇mm程の比較的大きな文字で書かれる。青皮は何かの材料か。詳細は不明。

註7 人名と百五十の数値を列記する木簡は秋田城跡にもある(『秋田城資料集 II』第三四・一〇九号木簡)。単位が記されず、他の記載もないため詳細は不明だが、出挙稲に関する記載で単位がない例はしばしばみられる。

註8 『日本後紀』弘仁元年九月庚申条。『類聚三代格』卷一四弘仁元年九月二三日太政官符・卷六承和十一年九月八日太政官符。なお、引き下げは承和初年頃とする見方がある(板橋一九五四・鈴木一九九二)。

現段階で多賀城跡最長の木簡。上下両端削り。左辺削り。右辺は上半が削り、下半が割れで、残存状態として下半の幅が狭い。表上半は両側面近くが削り込まれる。表下半と裏は平滑に削り調整される。このため横断面形は上半では表の中央部が高く、両側が低い厚さ三〜五mmの蒲鉾状、下半が厚さ四〜五mmの長方形を呈す。木取りは柾目。

文書は両面に安積団解関連文書(以下、「安積団解」と仮称する)、表に異筆a〜cがある。このうち表の異筆aが一次文書で(註1)、裏と一次文書を削った表の上半に「安積団解」、さらに余白に異筆bが習書される。異筆cは「安積団解」や異筆bとの前後関係が未詳。

一次文書(異筆a) 表の下半に残る建築部材関連の文書。他より墨が薄く、筆も細い。二行あるが、一行目は右辺の割れで欠損が激しい。記載は柱、間度、長□、楕の四種の部材を《品目+数量(+規格)》の構成で一行に二品書いたもので、二行目の二品は一行目の二品に揃えて書き出す。間度(まわし)は柱と柱の間に横に渡して壁の下地とする径五cm程の部材。楕(しもと)は壁の下地や垣に用いる細い枝や竹。長押(なげし)は柱と柱との間を側面から横に打ち付ける材。

これらは土壁を持つ建物に要する部材で、城内での造営に伴うものとみられる。各材の例は天平宝字六年(七六二)造石山寺所雑材併檜皮和炭等納帳にみられ(註2)、記載の仕方も似た構成がある。ただし、単位は柱を「根」、間度と長押を「枝」とするのが一般的で、本簡のように「伎」とする例は他の物品も含めて管見ではみない。「伎」と「枝」では字形が類似しており、記載者の文字の認識の不十分さに基づくか。

一次文書の内容には建築部材という一貫性があり、記載の仕方・体裁にも秩序がある。単なる部材の羅列や習書ではないことは明らかだが、完結する文書でもない。両面の削り調整のあり方、上・下半の横

断面形の違いに注目すれば、上半が削り取られたと文書とみるのが妥当。元は建築部材の進上や請求などに関わる文書か。

「安積団解」 上番勤務を終えた安積団兵士の帰還申請の記載を主体とする文書。二次文書であり、裏の記載の状況からも習書とみられるが、安積団兵士の多賀城への上番、玉前割の存在、上番兵士の編成・交替手続の一端などが知られる内容的には貴重な文書。また、二次文書、習書という属性は多賀城での安積団解の作成を示唆し、史料に散見する軍団の軍毅・主帳等の城柵常駐や職務の一端を实態として示す。陸奥国の軍制をみるうえでむしろ付加的な価値が高い。

記載は削り込んだ表の上半左側と平滑な裏にある。表の二行の記載は墨が比較的濃い。文字が明瞭で文言的にも目立つ記載だが、筆がやや太く書体も粗い。字間が極端に狭く、文字が詰めて書かれている。上半左側に偏る位置も全体の中でバランスが悪い。それらは二次文書であることを可視的に窺わせる特徴。詰めた書き方や文書の位置は下半に一次文書が残る反映とみられる(註3)。

一行目は木簡の中軸線上、上端の約九cm下から上申文書としての解の書き出しと事書がみえる。解の主体は安積団。その官人による記載である。事書は一部が削られ、墨もやや薄いため判読できない。解の主意が捉えられないが、二行目がよく残ることで推測は可能。

二行目は難文にみえるが、一応(番を畢り、玉前割を度(こ)えて本土に還る。安積団会津郡の番、度えて還る。)と読まれる。上番勤務を終えた安積団の会津郡の兵士が玉前の割を度えて本貫地に還るという主旨で、解の書き出しと一体的にみれば帰還申請と捉えられる。また、その文句は養老公式令22過所式条の過所の記載事項と概ね対応する(平川二〇〇三)。条文の①申請理由が「畢番」、②越える関の名称と目

的地が「度玉前割還本土」、③申請者の官位姓名本属などが「安積団会津郡番」にあたり、書き方が意識されている。

もつとも文言は簡略で大掴み。また、この解文は①～③の記載を改行、または間を区切れば簡潔明瞭にすむとみられるが、①～③を狭い字間で一続きに書き、末尾には書式上は特に必要もない「度還」の語句を付す。難文にみえるのはこのためで、むしろ書式を念頭にした文章の起草・習書とみたほうが理解しやすいか。「安積団解」の文章に限らず、その書き方、異筆との関係、木簡の形状などから総合的な判断を要す(註4)。

安積団は福島県郡山市を中心とする安積郡に置かれた軍団。史料上は『類聚三代格』巻一八弘仁六年(八一五)八月廿三日太政官符にみえるのみだが、石背国が存在した養老二(神龜五年頃(七一八～七二八))と軍団数が縮小した大同元年頃(弘仁六年(八〇五～八一五))までの時期を除いて八・九世紀を通じてあり、弘仁六年以降は多賀城への上番が考えられている(鈴木一九九一・一九九八)。それは第二七六号の存在から多賀城創建後の八世紀前半頃にも推測されるが、九世紀頃を中心とした遺構の年代から本文書は八世紀末頃、または、弘仁六年以後の上番にあたる。

玉前割は史料にみえないが、玉前が『和名類聚抄』に陸奥国名取郡の郷名、『延喜式』(巻二八兵部省式駅伝条)に陸奥国の駅名としてみえる。仙台市から約二五km南の岩沼市玉崎に比定され(吉田東伍『大日本地名辞書』第七卷)、阿武隈川の左岸で中通りの東北本線と浜通りの常磐線、及び国道四・六号線が合流する交通の要衝である。本文書の記載から律令制下でも山・海道が一つになる要衝であり、陸奥国では山道における入口の白河割、海道における入口の菊多割と同じく両道が合流する玉前にも割があり、人・物の通行を検していたと考えられる(註5)。

安積団会津郡番の記載は上番兵士の編成の一端を示唆する。城柵への分番勤務で各番は一番、二番などの数で呼称されていたとみられ(註6)、第九六号にも「三番」とあるが(二五頁)、安積団会津郡番の記載はそうした各番の実態に郡単位で編成された番があることを示す。

また、本文書によれば各番が割を越えて往還する時には軍団発給の解による申請を要した。兵士の分番勤務は六番制なら十日交替で、弘仁六年以後なら多賀城には安積・白河・行方団、承和年間以後は磐城団も上番している。いずれも玉前割より南の軍団で四団の兵士はすべて玉前割を通過する。したがって、この種の文書は日常的に作成され、上番に伴う手続きがなされていたとみられる(鈴木二〇一〇・市二〇一一)。

裏の面は墨が薄く、肉眼ではほとんど見えない。赤外線デジタルカメラで多少の確認が可能な程度である。筆を取るのには難しく、図版や釈文で十分に表現できないが、二～三行分の多数の文字があるのは確実。

文字は上端から三ないし二行、天地を逆にして下端から二行分認められる。まとまりのない書き方で「畢上」、「二人」、「兵」、「会津郡会津郡」、「鳥取部」、「玉前割」、「安積団」など表の安積団解との関連で捉えられる語句が大半を占める。異筆a・cと関わる語句は現状ではみられず、「二人」や「鳥取部」は兵士の人数や姓と考えられる。

鳥取部は白河団の射手を記す第六号(『多賀城跡木簡I』一七頁)、安積郡の人を記し、軍制上の帳簿として使われた第二七六号(四一頁)の二次文書などにみえる。兵士を馬庭の整備に充てた多賀城跡南面の市川橋遺跡第一二〇号木簡でも安積郡に分布する矢田部と一緒に記される(多賀城市教委二〇〇五)。これらの例は裏面の鳥取部が安積団の兵士であることを傍証する。鳥取部は福島県中通り・会津地方に分布する氏族とみられる。

会津郡の郡名は間を置かずに繰り返して記される。上半のなかほどでは同様の字形の文字が列記され、若干の重なりもみられる。こうした繰り返しや両端からの不揃いの書き方、語句の内容からみて裏は表の安積団解関連の習書と判断できる。そのことは表の解も文章の起草・習書とする見方を強め、一次文書の存在も踏まえるならば「安積団解」全体が習書と考えられる。その記載は平坦な裏面で広く、表面では削り込んだ上半に限られる。習書はまず一次文書裏の未使用な面で行ない、それから表に戻り、一次文書の上半を削ってなされたものか。

ところで「安積団解」が二次文書の習書であることは多賀城での安積団解の作成を示す。作成者は安積団の兵士を統括し、その行動に関して軍団の解で国に申請をする立場の上位者で、軍団幹部の軍毅か主帳と考えられる。また、この種の文書は分番制による勤務を念頭に置くと日常的に作成され、手続きがなされていたとみられる。作成には彼らが不可欠であり、軍毅・主帳等の多賀城滞在が考えられる。『類聚三代格』卷一五大同四年五月十一日太政官符に「陸奥国四団軍毅十二人。常直城中。不顧私業。」とみえる例をはじめとして軍毅・主帳の城柵駐在を示す史料と整合することであり(註7)、彼らの城柵常駐と職務の一端を実態として示す文書と位置づけられる(註8)。

異筆 b・c 異筆 b は表面の安積団解の語句の直上にある四文字。やや大ぶりの文字が一定の字配りで記され、上端と安積団解の語句の間の余白を考慮しての書とみられる。『度』の字形は「安積団解」の「度」と類似し、『□』には上に〈等〉や〈尋〉、下に〈関〉などが推測される。内容的に安積団解に通じる可能性もあり、直統する習書か。

異筆 c は一次文書の下に記された『申』、『法師』などの文字の習書。書き出しの位置や内容から一次文書後の習書なのは確実だが、「安積団

解」や異筆 b との前後関係は未詳。筆は一次文書より太く、安積団解や異筆 b より細い。比較的均整な書で文字ごとに間隔をおいて習書する。

註1 『年報一九八四』では安積団解を一次文書、異筆 a を物品の名称と数量を記す二次的な習書1、異筆 b・c を最終的な余白利用の習書2としたが、異筆 a の判読と形状の再観察に基づいて前後関係は本文のように捉え直した。

註2 『大日本古文書』編年之二五 二六〇～二八九頁。

註3 二行目末尾の「還」は一次文書二行目の書き出し「長」と筆が少し重なる。先後関係は判定できないが、前筆の末尾に後筆の書き出しがかかるのは考えにくい。

註4 『年報一九八四』でも習書の可能性は考えた(『同』五九頁註四)。

註5 なお、川を挟んだ右岸は日理郡で、養老年間の石城・石背国を分置の際にはこの地が陸奥・石城国の国境となり、石城国では駅路も整備された(『続日本紀』養老二年(七一八)五月乙未条・養老三年(七一九)閏七月丁丑条。それから玉前刻の存在は養老頃に遡るとみられる(今泉二〇〇五)。駅路整備時の設置もあるか。

註6 秋田城跡第一〇三・一八五号木簡(『秋田城資料集II』)。

註7 他に『続日本後紀』承和十年(八四三)四月丁丑条、『類聚三代格』卷一八元慶某年(元慶三～六年(八七九～八八二)と推定(板橋一九六六))太政官符がある。

註8 同様の位置づけは第六号木簡(『多賀城跡木簡I』一七頁)にも考えられる。

【第五六次調査】

SE一九〇九井戸出土木簡(木簡図版20)

◎第三七一号木簡

「□」

径172×高24 061
五六次一

厚さ6mmの曲物蓋板の表面に53mm×51mmの方形の枠を持つ焼印がある。文字は判読できない。

【第六〇次調査】

SE二一〇一B井戸出土木簡(木簡図版21~24)

◎第三七二号木簡

・「廣山二日出米九升

(日カ)

宮成五〇出〇斗

刀良〇三日〇斗

小黒栖四〇〇五升五合

(日出カ)

・「子黒〇〇米一日五升

(出カ)

乙万呂七〇〇〇〇升

(日出米カ)

〇〇〇日出米〇升

(黒栖カ)

直〇八日〇〇五升

(出米カ)

子〇〇二日出米四升

」

119×57×7 011

板目 六〇次一

上端はやや丸く削る。下端は刻線を入れて折ったままの状態。左辺は中央に削り面が僅かに残るが大半は割れ。右辺削り。墨は残りが悪い。《人名+某日+出米+数量》からなる記載を列記した帳簿様木簡。表面四行、裏面五行の記載がある。人名は名前のみを記す。表一行目の「廣山」が後掲第三七三号の軍団兵士「丈部廣山」と同一人物とみられることから他の八人も兵士の可能性が高い。某日は日数、または日付。六日以外の一〜八日がみられる。一律性がなく、順序は不定。数量と

の関連性も見出せない。なお、表面一行目の「二日」は「五日」と書きかけた記載を訂正したらしい。「出米」は裏の面では全てに記すが、表の二・四行目は「出」のみで、三行目は省略する。数量も不定。

「出米」の「出」を支給の意とすれば兵士への米の支給に関わる記録簡とみられるが、「出」を進上とし、付札の第三七四・三七七号との共伴を踏まえて貢進関係の可能性を示唆する見方もある(『青森県史』)。ただ、数量が少なくはないか。いずれとも決めかねるが、某日や数量の不定さからみて特殊な支給や進上に伴うものと思われる(註1)。

註1 陸奥国の兵士は少なくとも承和十年(八四三)までは食料自弁で(『続日本後紀』承和十年四月丁丑条)、公糧の支給は『類聚三代格』卷一八元慶某年(元慶三〜六年(八七九〜八八二))と推定(板橋一九六六)太政官符が初見。出土状況から本簡の廃棄は九世紀前半頃でもあり、正規の兵士上番に対する公糧支給ではない。

◎第三七三号木簡

・「丈マ廣山 右件廣×

(178)×(24)×6 081

・「 火長丈マ

板目 六〇次二

上端折り。下端は二次的に鈍角に尖らす。左辺割れ。右辺削り。裏面の墨はかなり薄れる。表に人名と本文、裏に差出しを記す文書簡。差出しの火長は兵士を十人単位に編成した火の長であることから(註1)丈マ廣山も兵士とみられる。なお、秋田城跡第一七号木簡に同姓同名の者がいるが(『秋田城資料集II』)、丁匠とみられる人物。年代も延暦十〜十四年(七九一〜七九五)頃で九世紀前半頃に廃棄された本簡とはずれる。

註1 養老軍防令5為火条。なお、鎮兵や健士にも火長がいた可能性があるが、九世紀の多賀城は兵士のみで守衛されており(『類聚三代格』卷一八弘仁六年(八一五)八月廿三日太政官符)ここでは除外してもよい。

◎第三七四号木簡

- ・「〈丈マ子廣成米×
- 清足米捌×

〔マカ〕

- ・「〈合壹斗伍升

十二月三日

(99) × 23 × 10 039

榎目 六〇次三

米の付札。上端削り。下端折れ。左右両辺削り。幅が下ほど狭まり、その傾向は残存する下端の約二五mm上から強まる。現状で確認可能な最下部の幅は二五mm。元は〇三三型式の可能性もある。また、記載された語句は表では末尾が近いとみられ、裏では一応完結している。長くとも一五〇mm程度の小型品と推測される。

記載は表に二人の人名と各自の米の数量、裏に合計と日付を記す。合計は壹斗伍升。表面左行の清足が捌升なので右行の子廣成は柒升とみられる。二人の本貫地に関する記載はない。日付は月日のみの記載。形態や記載の構成は米の荷札の特徴を持つが、数量の大字表記や少なさ、本貫を記さない点などは通常のあり方から外れる。数量は一般的な五斗よりかなり少ない。本貫は多賀城跡南面の市川橋遺跡の米類の荷札では記載が一般的である(註1)。法量もそれらより小型とみられる。

大字表記以外の特徴は共伴した後掲第三七七号も同様である。また、払田柵跡にも数量が一斗六升、他に月日だけを記す〇三三型式の小型(長一一二mm)の春米付札があり、その数量は兵士二十人分の日糧にあたる量(二人八合。二人×十日分)と指摘されている(秋田県教育庁払田柵跡調査事務所一九九七 第四六号木簡)。その例に本簡の合計は近く、不均等ではあるが一人分も兵士十日分の糧に相当、または近い数量を示す。

これらの木簡には少量の米・月日・(人名)の記載、本貫は記さない、小型で〇三三型式という点に類似性があり、通常の米の荷札とは別の類型をなす可能性もある。本貫を記さず、なかには人名もない例があるのは進上物の荷札とは限らないことを示唆するか。数量の少なさや糧米との関連に注目すれば、何らかの用途で少量に纏められた米の付札とみるのも一案。数量や人名における違いは纏め方の多様性に基づいた相違として解釈が可能と思われる。人名には纏め方の責任者や米の負担者、用途上の対象者などが推定される。

註1 東西・南北大路付近出土の米類の荷札一二点中七点に記載があり、記入がないのが確実なのは一点のみである。長さは二〇〇mm前後が一般的である(吉野二〇一一)。

◎第三七五号木簡

〔国カ〕
〔□□□□□□□□□□□□□□〕

230 × 25 × 5 033

榎目 六〇次四

上端削り。左右両辺削り。墨の残りは極めて悪い。三字目は「国」かとみられるが、国名は不詳。

◎第三七六号木簡

□□ □□ □□

横材 (107) × (36) × 4 081

板目 六〇次五〜七

(30) × (7) × 3 081

板目 六〇次八

現状では四片に割れており、三片が接合する横材の木簡。上下両端折れ。左辺削り。右辺割れ。文字は判読できない。

◎第三七七号木簡

・「く黒春米一斗」

・「く二月十六日丈マ子」^{〔継カ〕}
 79×13×3 083
 榎目 六〇次九

上端折り。その左・右の隅を削る。下端は二次的切断の可能性もあるが、裏の人名の詰まり方から原形はとどめるとみられる。左右両辺削り。

小型で表面に品目と数量、裏面に日付と人名を記す黒春米の付札で、裏の上の□には「以」かの可能性がある。記載や法量、型式に前掲の第三七四号に類する特徴がみえる。黒春米は市川橋遺跡第六号木簡に例がある(多賀城市教委二〇〇一)。一般的には玄米と思われるが、扨田柵跡第四六号木簡の白春米、長屋王家木簡の白春(米)の例(註1)から春成の程度ではなく、稲の品種の別に関わる可能性も指摘される(『青森県史』)。

註1 秋田県教育庁扨田柵跡調査事務所一九九七。『平城木簡概報』二五 一五頁下。『同』二七 二二頁下。

◎第三七八号木簡

187×6×3 065
 榎目 六〇次一〇

細い棒状の製品に二次加工されている。四周二次的削り。上端は山形を呈す。用途は不詳。上部の左辺に文字の残画がある。

◎第三七九号木簡

・ □ □ □
 □ □ □

・ □ □ □
 (46)×(18)×2 081
 榎目 六〇次一一

上下両端折れ。左辺割れ。右辺削り。習書の断簡。表面一行目の文字は舟偏。二行目は上下とも同じ文字か。裏面は墨が僅かに残るのみ。

◎第三八〇号木簡

・ □ □ □
 □ □ □
 (38)×18×5 019
 榎目 六〇次一二

上端削り。下端折れ。左右両辺削り。腐食が激しい。表面は墨が濃く太い筆。裏面の墨は極めて薄い。ともに判読できない。

◎第三八一号木簡

・ □ □ □
 □ □ □
 (77)×(10)×5 081
 榎目 六〇次一三

上下両端折れ。左右両辺割れ。表の文字の右半は墨が残らない。

◎第三八二号木簡

・ □ □ □
 □ □ □
 (18)×(2)×4 081
 榎目 六〇次一四

上下両端折れ。左右両辺割れ。

◎第三八三号木簡

〔出力〕
□□

(33) × (13) × (3) 091
榎目 六〇次一五

上端折れ。下端は二次的切断か。左右両辺割れ。裏は割れた面。二字目は人偏。

◎第三八四号木簡

□□

(36) × (20) 091
六〇次一六

削屑。文字の右半は削り取られている。

◎第三八五号木簡

□

(45) × (9) 091
六〇次一七

◎第三八六号木簡

〔九カ〕
□□

(21) × (12) 091
六〇次一八

◎第三八七〜四〇三号木簡

これらは木目や木質からみて同一簡から取られた削屑。人名や年令区分の記載がみられる。

〈第三八七・三八八号〉

〔大伴カ〕
×長丈部□：□□□

第三八七号 (33) × (15) 091 六〇次一九
第三八八号 (29) × (14) 091 六〇次二〇

原形をとどめる右辺と木目の状況から第三八七号の下に第三八八号が位置すると推定される。「×長」は何らかの役職と思われる。大伴は『日本紀略』弘仁一四年(八三三)四月壬子条で伴への改姓がみられる。

〈第三八九号〉

□□□

(36) × (12) 091
六〇次二一

〈第三九〇号〉

□□

(33) × (16) 091
六〇次二二

文字は左側が削り取られている。

〈第三九一号〉

□□

(20) × (6) 091
六〇次二三

〈第三九二号〉

〔百カ〕
□

(12) × (9) 091
六〇次二四

〈第三九三・三九四号〉

〔著カ〕
□老：□

第三九三号 (15) × (12) 091 六〇次二五
第三九四号 (11) × (10) 091 六〇次二六

木目から第三九三号の下に第三九四号が位置すると推定される。者は六六才以上の者で、天平宝字二年（七五八）には一才引き下げて六五才以上となる（養老戸令6三歳以下条。『類聚三代格』卷一七天平宝字二年七月三日勅）。

〈第三九五号〉

□ □ (35) × (10) 091
六〇次二七

左辺は原形をとどめる。

〈第三九六号〉

□ (12) × (10) 091
六〇次二八

〈第三九七号〉

□ □ (14) × (12) 091
六〇次二九

〈第三九八号〉

□ (24) × (16) 091
六〇次三〇

〈第三九九号〉

□ (12) × (3) 091
六〇次三一

〈第四〇〇号〉

□ (11) × (6) 091
六〇次三二

〈第四〇一号〉

□ (14) × (10) 091
六〇次三三

〈第四〇二号〉

□ □ (12) × (7) 091
六〇次三四

〈第四〇三号〉

□ (10) × (10) 091
六〇次三五

◎ 第四〇四号木簡

□ □ (18) × (7) 091
六〇次三六

◎ 第四〇五号木簡

□ □ 横材 (38) × (9) 091
六〇次三七

◎ 第四〇六号木簡

□ (35) × (8) 091
六〇次三八

◎ 第四〇七号木簡

□ □ (19) × (4) 091
六〇次三九

◎第四〇八号木簡



(32) × (5) 091
六〇次四〇

◎第四〇九号木簡



(46) × (12) 091
六〇次四一

◎第四一〇号木簡



(40) × (6) 091
六〇次四二

◎第四一一号木簡



(29) × (7) 091
六〇次四三

【第六一次調査】

第一一層出土木簡(木簡図版25)

◎第四一二号木簡



(158) × 26 × 5 039
板目 六一次一

上端削り。下端折れ。左右両端削り。物品付札。文字は肉眼ではみえない。三字目は先に書いた文字を削り取って書かれている。

第一〇層出土木簡(木簡図版25・26)

◎第四一三号木簡

〔足衣カ〕



156 × 21 × 7 051
板目 六一次一

使用後に齋串状に二次加工されている。二次的に上端は切断して削り、左右両辺は削り。墨は薄い。足衣は鞆(たび)。『説文解字』に「鞆。足衣也。」とあり『和名類聚抄』は「単皮履」と記す。異筆は習書。上より墨が濃く、文字も大きい。

◎第四一四号木簡



98 × 22 × 8 032
板目 六一次三

上端削り。下端は角を落とし、削って丸く整形。左右両辺削り。墨は極めて薄い。物品付札とみられるが内容は不明。

◎第四一五号木簡



〔大帳カ〕

径189 × 厚6 061
板目 六一次四

曲物底板の表側に墨書する。文字方向の左右は割れ。末尾二字は「大帳」かと読まれるが、その上は判読できない。計帳を指すかは不明。

【第八一次調査】

SX二九六八盛土遺構出土木簡(木簡図版27・28)

◎第四一六号木簡

× 奥丈マ立男 白川、氏マ子蘇万呂、十一丈マ×

(30) × (9) × (3) 081
板目 八一次一

人名が記された木簡の右辺側を裂き取った断簡。上下両端折れ。左辺削り。右辺割れ。二行の記載が残り、一行目は下半に氏部と丈部が続けて記される。氏部では下に年令と思われる数字がある。また、各氏名の上部には合点があり、丈部の合点は氏部の数字と重なる。二行目は断簡上部にあり、陸奥丈部とみられる人名の右下に「白川」の註を記す。

史料上、陸奥国に氏部はみえないが、南隣りの常陸国北部の那珂郡で確認され、鎮所や征討時に私穀や軍糧を進上した者も見出せる(註1)。陸奥丈部は『続日本後紀』承和十五年(八四八)五月辛未条の改賜姓記事に磐城团擬少殺の例がみえる。右下の「白川」は白河か。河を川と表記する例は『日本後紀』延暦十六年(七九七)正月庚子条にある。郡名に白河郡、郷名に宮城・胆沢郡白河郷、駅名に白河・黒川郡白河駅家、軍団名に白河団があるが、磐城团擬少殺の例からみれば陸奥国南部の白河郡・駅家・軍団と考えられる(註2)

なお、本簡では一・二行目の人名記載の仕方が異なる。文書の中で位置付けが異なると推定されるが詳細は不明。記された氏族や註記の所在地は陸奥国南辺や常陸国とみられ、その地域と関わる木簡とみられる。

註1 『続日本紀』養老七年(七三三)二月戊申・天応元年(七八一)正月乙亥条。他に正倉院の天平宝字元年(七五七)常陸国那賀郡調曝布の墨書にもみえる(『寧楽遺文』下巻七八五頁)。

註2 承和十五年の史料で磐城团擬少殺は白河・磐瀬郡大領の次に記されている。後には郡名表記のない権主政、信夫郡擬主帳、標葉郡擬少領、伊具郡麻績郷戸主の磐城团擬主帳が続くが、磐城团の擬少殺が山道の郡司の間に入る配列は違和感がある。また、磐城团擬主帳が伊具郡の人である事実から承和年間に新設された磐城团では広範囲からの編成が考えられている(鈴木一九九八)。本簡での陸奥丈部の所在(白川)と承和十五年の史料での配列からすると、磐城团擬少殺には磐瀬郡からの任用が推測されないか。

【第八三次調査】

SK三〇七三土壙出土木簡(木簡図版27・28)

◎第四一七号木簡

大伴部益国

□ □

・ × 平神護 □ □ × × □ □ 奈須直『廣成』 (18) × 61 × 6 019
〔二年カ〕 〔三日カ〕 板目 八三次一

表に人名の記載、裏に年紀・日付と署名のある木簡。人の進上等に開わる文書と推定される。現状では接合する三片に分かれている。上端は両面から刃物を入れて二次的に折る。刃物の入り方は裏が鋭く、意図的に年号部分に刃を入れて折り、廃棄したもののか。下端は削り。左右両辺は割りのまま。

墨は全体的に薄い。年号部は鮮明に残る。表は右辺寄りの下半で大伴部益国の人名が判読可能である。また、積文を立てるのは難しい

が、墨痕は他にも認められる。益国の書かれた位置や裏の年紀・署名の記載からみて人名が列挙されていた可能性が高く、人の進上等に關わる文書と推測される。

裏の年紀は上部が二次的な折り、末尾が破損部にかかる。(天)平神護二年(七六六)とみたが、「□□(二年カ)×」は「□(元カ)×」の可能性も残る。なお、年紀のある木簡は多賀城では意外に少なく、大同四年(八〇九)の第五号(『多賀城跡木簡I』一六頁)に次いで二例目である。実に四〇年ぶりに出土した年紀木簡で、墨が鮮明なだけに現在の多賀城では貴重である。また、この年紀は出土遺構の年代のほかに南側の外郭南辺築地跡の年代を考えるうえで重要である(一八・一九頁、及び『年報二〇一二』)。

日付下の人名は、氏族名と名前とで文字の大きさや軸線、筆の太さ、墨の濃淡が異なり、『廣成』は自署とみられる。奈須直氏は下野国那須郡の郡領氏族として著名であるが、他に陸奥国で承和十五年(八四八)に白河郡大領の奈須直赤龍がみえる(『続日本後紀』同年五月辛未条)。奈須直氏は下野国以外に陸奥国白河郡にも分布し、郡領となることがあった。本簡の廣成の本貫・職名は不明だが、多賀城出土の木簡に見える奈須直氏で年紀・日付の下に自署を加える責任者の地位にある者であることから、白河郡領の奈須直氏と近い系譜関係が推測される。それは白河郡の奈須直氏を同郡の郡領氏族として八世紀半ば頃に遡って考えられることを意味する。

【引用参考文献】

- 板橋 源一九五四
板橋 源一九六六
市 大樹二〇一一
今泉隆雄一九八八
今泉隆雄一九九八
今泉隆雄二〇〇一
今泉隆雄二〇〇五
岸 俊男一九五二
岸 俊男一九五六
北 啓太一九八四
喜田貞吉一九八二
小松正夫二〇〇七
佐々木茂楨二〇一〇
佐藤和彦一九八四
鈴木拓也一九九一
鈴木拓也一九九二
鈴木拓也一九九八
鈴木拓也二〇一〇
鈴木拓也二〇一一
土田直鎮一九九二
新見吉治一九〇九
- 「陸奥出羽官稲出挙利率考」『岩手大学学芸学部研究年報』七
「古代陸奥軍団考」『軍事史学』五
「すべての道は平城京へ」古代国家の（支配の道）吉川弘文館
「多賀城の時代」『図説宮城県史』河出書房新社
「多賀城跡出土の付札木簡の製作方法」『古代木簡の研究』吉川弘文館
「多賀城の創建——郡山遺跡から多賀城へ——」『条里制・古代都市研究』通巻一七号
「古代国家と郡山遺跡」『宮城県仙台市郡山遺跡発掘調査報告書——総括編（1）——』
「古代後期の社会」『新日本史講座』。後に同氏『日本古代籍帳の研究』塙書房（一九七三）に所収
「所謂『陸奥国戸籍』残簡補考」『続日本紀研究』三一―二。後に同氏『日本古代籍帳の研究』塙書房（一九七三）に所収
「天平四年の節度使」『奈良平安時代史論集』上巻
「石城・石背両国建置沿革考」『喜田貞吉著作集』四 歴史地理研究 平凡社（原論文発表は一九二二年）
「釈文の訂正と追加（一〇）」秋田・秋田城跡「木簡研究」第二九号
「古代陸奥国の「名取以南―十四郡」と多賀・階上二郡の権置」『国史談話会雑誌』第五〇号
「多賀城跡出土の歴名作成用木簡について」『東北歴史資料館研究紀要』第一〇巻
「古代陸奥国の軍制」『歴史』第七七輯。後に同氏『古代東北の支配構造』吉川弘文館（一九九八）に所収
「陸奥・出羽の公出挙制」『川内古代史論集』六。後に同氏『古代東北の支配構造』吉川弘文館（一九九八）に所収
「九世紀陸奥国の軍制と支配構造」『古代東北の支配構造』吉川弘文館
「古代東北の城柵と出土文字資料」『木簡学会多賀城特別研究集会古代東北の城柵と木簡』
「古代東北の城柵と出土文字資料」『木簡研究』第三三三号
「石城石背両国建置沿革余考」『奈良平安時代史研究』吉川弘文館（原論文発表は一九五二年）
「中古初期に於ける族制」『史学雑誌』二〇一―二・三・四

- 平川 南一九九三
平川 南二〇〇三
丸山裕美子一九九二
吉田東伍一九〇六
吉野 武二〇一一
渡辺晃宏二〇〇四
古代日本1 支配と文字」吉川弘文館
- 「多賀城の創建年代——木簡の年代を中心として——」『国立歴史民俗博物館研究紀要』第五〇集。後に同氏『古代地方木簡の研究』吉川弘文館（二〇〇三）に所収
「過所木簡」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館
「多賀城跡第六一次調査出土の医方書断簡漆紙文書」『年報一九九一』
『大日本地名辞書 奥羽 第七巻』
「多賀城と城下の木簡」『木簡研究』第三三三号
「籍帳制」平川南・沖森拓也・榮原永遠男・山中章編『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館

【引用報告書・資料集】

- 青森県史編さん古代部会編二〇〇八『青森県史 資料編 古代2 出土文字資料』
秋田県教育委員会・秋田県教育庁秋田城跡調査事務所一九九七
「秋田城跡——第一〇七―一〇九次調査概要——」秋田県文化財調査報告書第二六九集・秋田城跡調査事務所年報一九九六
秋田市教育委員会一九九二
「秋田城跡出土文字資料集Ⅱ」秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ
秋田市教育委員会二〇〇〇
「秋田城跡出土文字資料集Ⅲ」秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅲ
茨城県教育財団一九八三『鹿の子C遺跡漆紙文書——本文編——』
岩手県水沢市教育委員会一九八二『胆沢城跡——昭和五十六年度発掘調査概報——』
多賀城市教育委員会二〇〇一
「市川橋遺跡——城南土地地区画整理事業に係る発掘調査報告書Ⅰ——多賀城市文化財調査報告書第六〇集」
多賀城市教育委員会二〇〇五
「市川橋遺跡——第四次五次調査報告書——」多賀城市文化財調査報告書第七六集
奈良国立文化財研究所一九九二
奈良国立文化財研究所一九九三
福島県郡山市教育委員会二〇〇七
宮城県多賀城跡調査研究所一九七九
宮城県多賀城跡調査研究所一九八二
宮城県多賀城跡調査研究所二〇一一
資料Ⅱ
- 「平城宮出土木簡概報」二五
「平城宮出土木簡概報」二七
「清水台遺跡——総括報告二〇〇六——」
資料Ⅰ
「多賀城跡 政庁跡 本文編」
「宮城県多賀城跡調査研究所

報告書抄録

ふりがな	みやぎけんたがじょうあとちょうさけんきゅうしょりょうⅢ たがじょうあともっかんⅡ							
書名	宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅲ 多賀城跡木簡Ⅱ							
副書名								
巻次	宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅲ							
シリーズ名	宮城県多賀城跡調査研究所資料							
シリーズ番号	Ⅲ							
編著者名	吉野 武							
編集機関	宮城県多賀城跡調査研究所							
所在地	〒985-0862 宮城県多賀城市高崎1丁目22-1 TEL 022-368-0102 FAX 022-368-0104							
発行年月日	20150325							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村 遺跡番号		北緯 ° ' "	東経 ° ' "	調査期間	調査面積	調査原因
特別史跡 たがじょうあと 多賀城跡	みやぎけんたがじょうし 宮城県多賀城市 いちかわ うきしま 市川・浮島	04209	004	38° 18' 24"	140° 59' 18"	1982年8月9日) 2012年11月22日 (第44～85次: 当研究所調査分)	49510m ²	調査計画に 基づく学術 調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
特別史跡 多賀城跡	国府 城柵	奈良平安	・ 政庁－外郭南門間道 路跡 ・ 暗渠跡(道路跡部分) ・ 築地塀跡(外郭南辺) ・ 基礎地業(外郭南辺) ・ 材木列跡(外郭西辺) ・ 護岸施設 ・ 建物跡 ・ 井戸 ・ 溝 ・ 土壇 ・ 遺物包含層	第44次調査木簡 第47次調査木簡 第60・61次調査木簡 第81・83次調査木簡		多賀城創建頃の木簡が多 数出土(第44次)。 軍制関係木簡(第47次)、 紀年銘木簡(第83次)、 荷札、習書木簡など多賀 城跡の性格の一端を示す 木簡が出土。		
要約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政庁－外郭南門間道路の最も古い暗渠跡から多量の木簡が出土(第44次)。多賀城の創建を 考えるうえで重要な資料が含まれる。 ・ 軍団の兵士・幹部と関わる木簡が出土(第47次)。兵士の上番や軍穀の城柵常駐といった軍 団と城柵との関わり、陸奥国軍制の実態が知られる資料とみられる。 ・ 天平神護の年紀がある木簡が出土(第83次)。年紀木簡は2例め。貴重であるとともに、南 側にある外郭南辺築地塀跡の年代にも一定の示唆を付与する ・ 他に荷札、習書木簡など多賀城跡の性格の一端を示す木簡が多く出土している。 							

宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅲ

多賀城跡木簡Ⅱ

平成二五年三月二五日 発行

発行者

宮城県多賀城跡調査研究所

多賀城市高崎一―二二―一

TEL 〇二二―三六八―〇一〇二

印刷

今野印刷株式会社

仙台市若林区六丁の目西町二一〇